



浜田市 三隅の大平桜

2017年 ディスクロージャー誌

日本海信用金庫の現況

Nihonkai shinkin

Disclosure Report 2017



江津市 江の川の朝焼け



益田市 烏帽子山の紫陽花

ごあいさつ

第94期（平成28年度）の事業概況をご報告するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

平素は日本海信用金庫に絶大なるご支援ご協力を賜わりまして心より感謝申し上げます。

わが国経済は、政府が推進する成長戦略などにより、マクロでは緩やかに回復基調をたどっていると言われていいます。しかし、足元の経済に目を移せば、超高齢化や人口減少による潜在成長率の低迷といった構造的な要因を背景に、個人消費や設備投資は力強さを欠き、依然として景気の足踏み状態が続いております。

既に地域においては、中小企業数の減少や雇用機会の消失といった現実と直面するなど、信用金庫経営にも少なからずマイナスの影響を及ぼしております。加えて、日銀が昨年2月から導入したマイナス金利政策の影響により、短期金利はもとより長期金利も急速に低下し、当金庫にとっても利ざやの縮小や資金の運用難により、収益環境は一段と厳しさを増しております。

このような事業環境の中、第94期の決算につきましては、期末の預金積金残高は、個人預金が順調に増加したものの、法人預金が減少したため、前期比77百万円減少の98,204百万円となりました。貸出金残高は個人融資が住宅ローンを中心に増加したものの、法人融資は不良債権処理等を行った結果、前期比401百万円減少の49,127百万円となりました。

有価証券は計画的に購入を行いました、収益確保のため債券売却を行ったことにより、期末の有価証券残高は前期比848百万円減少の29,934百万円となりました。預け金も48百万円減少の24,277百万円となりました。

収益面では、貸出金利回りの低下と貸出金の伸び悩みなどで、貸出金利息が前期比81百万円減少の904百万円となり、有価証券利息配当金も投資信託解約益の減少等により、前期比82百万円減少の360百万円となったことから、資金運用収益は前期比175百万円減少の1,334百万円となりました。役務取引等収益は前期比4百万円減少の151百万円、その他業務収益は債券売却益により前期比46百万円増加の204百万円、臨時収益は貸倒引当金戻入益の計上で前期比38百万円増加の60百万円となり、経常収益は前期比95百万円減少の1,749百万円となりました。

一方、費用面では、信用コストの減少や経費削減等により、経常費用は前期比116百万円減少の1,580百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比20百万円増加の169百万円、当期純利益は前期比82百万円増加の154百万円となり、減収増益となりました。

信用金庫を取り巻く環境は一段と厳しい状況にありますが、`地域の責任金融機関`として、より独自性を発揮し、その社会的使命、役割をしっかりと自覚し、地域のために存在するという確固たる信念を持って今後も地域経済・社会を支えてまいります。

そのためには、持続可能な新たなビジネスモデルを自ら構築し、これまで以上に地域との連携を深め、地域のニーズに沿ったサービスや金融商品を提供していくとともに、顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）のさらなる浸透と定着を図ります。

平成29年度の最重点課題として、1. 環境変化に対応した収益力の強化、2. 地方創生・中小企業支援に対する取組み、3. 経営管理態勢の充実・強化、4. 「信用金庫ブランド」の確立とイメージアップ戦略の積極的展開、5. 自信とやりがいのもてる職場環境づくり、の5項目を掲げ、お客様へのサービス向上に努めるとともに、経営基盤強化に徹し、皆様のご期待にお応えすべく役職員一同鋭意努力してまいります。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年6月

理事長 吉本 晃 司



目次

ごあいさつ		金融円滑化への取組状況について	16
経営方針・基本方針	1	リスク管理債権・金融再生法開示債権	18
事業の組織	2	総代会制度について	20
業績の概要	3	業務のご案内	22
法令遵守（コンプライアンス体制）	4	自己資本の充実の状況等について	27
統合的リスク管理体制	6	資料編	33
地域社会への貢献・活性化を目指して	8	金庫の主要な事業内容（業務の種類）	42
石見子供神楽「どんちっち祭り」開催	10	当金庫のあゆみ	43
後継経営者育成塾「せがれ塾」	11		
地域密着型金融の推進に関する事項	12		
当金庫の金融仲介の取組みについて	14		



日本海信用金庫の概要

(平成29年3月末現在)

- 本店 ● 島根県浜田市殿町83番地1
 創立 ● 大正12年12月28日
 店舗数 ● 13店舗
 純資産額 ● 53億51百万円
 会員数 ● 13,578名
 常勤従業員数 ● 137名 (男性:82名、女性:55名)

基本方針・経営方針

基本方針

日本海信用金庫は次の三つを柱として事業を推進する。

そのために役職員は協力して凡ゆる手段を尽くし業容の拡大と内容の充実に努める。

1. 地域の発展と会員・顧客へのサービス向上に努める。
2. 堅実経営に徹する。
3. 職員の資質と福祉の向上を図る。

経営方針

日本海信用金庫は、地域の「責任金融機関」としてその使命を具体的に果たすために、地域密着型金融の取り組み、単なる金融支援だけでなく、事業そのものの再生支援の必要性を最重要項目と位置づけ実践してまいります。

1. 「日本海信用金庫ブランド」の確立

- ・顧客満足度 (CS) の向上
- ・社会的責任 (CSR) への対応
- ・法令等遵守 (コンプライアンス) の徹底

2. 「絆の経営」の実践

- ・地域再生、活性化への積極的な支援
- ・地域課題解決への協力
- ・地域産業再生への支援
- ・魅力ある商品、サービスの開発

3. リスク管理体制の強化とガバナンスの向上

- ・統合的リスク管理への適切な対応
- ・内部統制機能及びガバナンスの向上

4. 人材の育成

- ・人間性あふれる優れた人材の育成
- ・「人間力」豊かな課題解決型金融を担う人材の育成

営業地域一覧

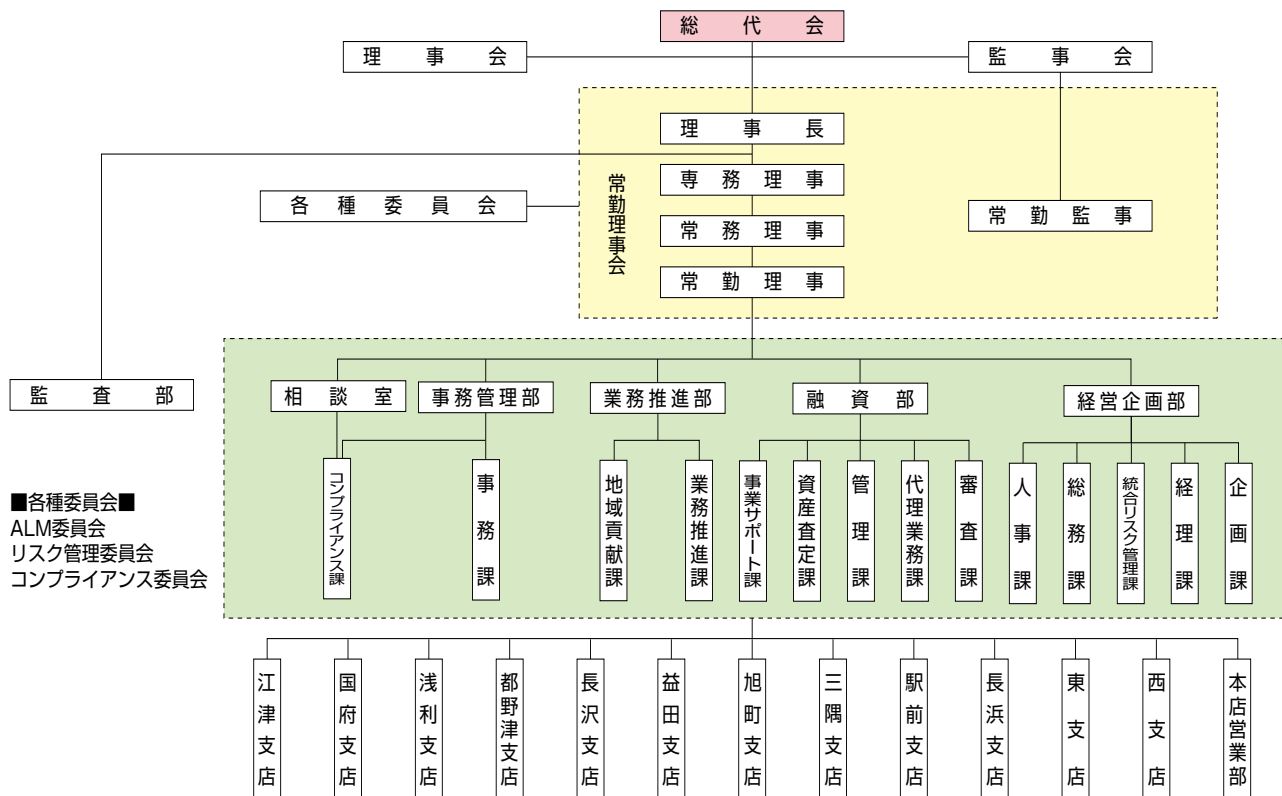
県名 島根県



事業の組織

平成29年6月末現在

日本海信用金庫組織図



役員一覧

理事長 (代表理事)	吉本 晃司	専務理事 (代表理事)	小川 義弘	常務理事 (代表理事)	高松 哲也
常務理事 (代表理事)	木村 正典	常勤理事	徳富 悠司	常勤理事	永田 真司
理事	樋山 陽介	理事	小河 英樹	理事	七田 厚
常勤監事	西村 敏明	監事	岩倉 初喜	監事	近重 哲夫

※理事 樋山陽介、小河英樹、七田厚は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※監事 岩倉初喜は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

店舗一覧

●本店	〒697-0027	浜田市殿町83番地1	TEL 0855-22-1850
●西支店	〒697-0045	浜田市京町58番地	TEL 0855-22-0358
●東支店	〒697-0033	浜田市朝日町1550番地	TEL 0855-22-0357
●長浜支店	〒697-0063	浜田市長浜町1528番地2	TEL 0855-27-0305
●駅前支店	〒697-0022	浜田市浅井町1583番地	TEL 0855-22-3700
●三隅支店	〒699-3211	浜田市三隅町三隅1373番地	TEL 0855-32-2500
●旭町支店	〒697-0425	浜田市旭町今市365番地3	TEL 0855-45-1313
●益田支店	〒698-0026	益田市あけぼの本町10番地3	TEL 0856-23-3456
●長沢支店	〒697-0023	浜田市長沢町3036番地	TEL 0855-22-4180
●都野津支店	〒695-0021	江津市都野津町2280番地	TEL 0855-53-0306
●浅利支店	〒695-0002	江津市浅利町78番地1	TEL 0855-55-1090
●国府支店	〒697-0006	浜田市下府町1671番地3	TEL 0855-28-0205
●江津支店	〒695-0016	江津市嘉久志町2305番地9	TEL 0855-52-2620

店外ATMコーナー

- ゆめタウン浜田店出張所
- 新町出張所
- 笠柄出張所
- シティバルク浜田出張所
- プリル出張所
- 周布出張所
- イオン益田店出張所
- ジュンテンドー江津出張所
- ゆめタウン江津出張所

●は土、日、祝日ATM稼働店

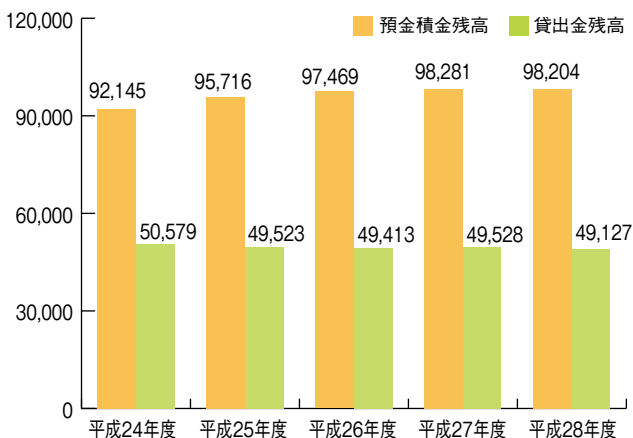
業績の概要

●最近5年間の主要な経営指標の推移

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経 常 収 益 (百万円)	1,922	2,012	1,914	1,845	1,749
経 常 利 益 (百万円)	189	61	315	148	169
当 期 純 利 益 (百万円)	176	38	256	71	154
出 資 総 額 (百万円)	585	589	591	593	593
出 資 総 口 数 (千口)	11,706	11,794	11,839	11,875	11,863
純 資 産 額 (百万円)	5,091	4,988	5,491	5,837	5,351
総 資 産 額 (百万円)	102,260	102,722	104,964	107,030	106,129
預 金 積 金 残 高 (百万円)	92,145	95,716	97,469	98,281	98,204
貸 出 金 残 高 (百万円)	50,579	49,523	49,413	49,528	49,127
有 価 証 券 残 高 (百万円)	27,972	29,205	27,948	30,783	29,934
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	12.47	12.22	12.58	13.35	13.58
出資に対する配当金(一口50円あたり) (円)	2.0	2.0	2.0	1.5	1.5
役 員 数 (人)	11	12	12	12	12
うち常勤役員数 (人)	5	6	7	7	7
職 員 数 (人)	135	132	127	128	130
会 員 数 (人)	13,323	13,430	13,419	13,431	13,578

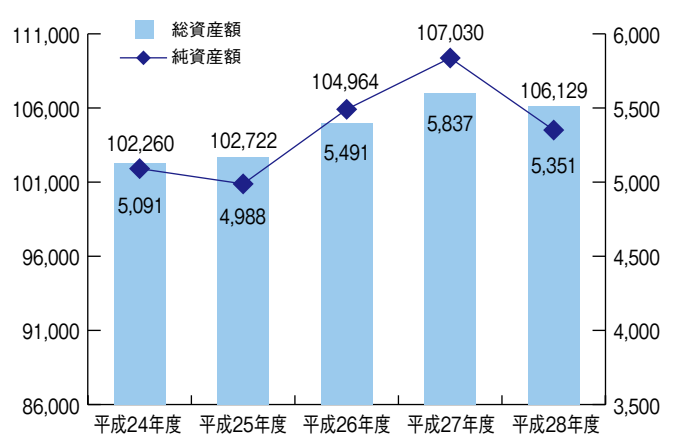
●預金積金、貸出金残高の推移

(単位：百万円)



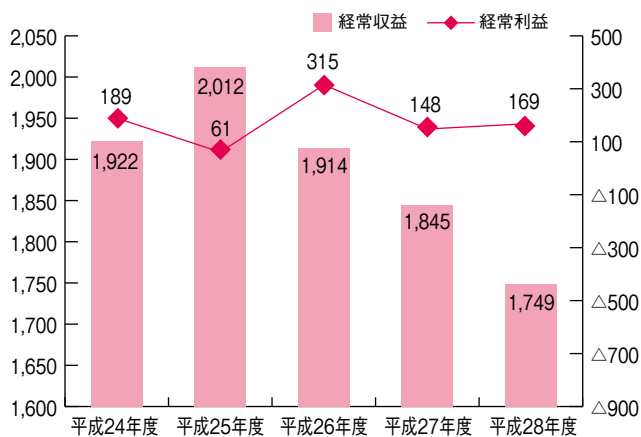
●総資産額、純資産額の推移

(単位：百万円)



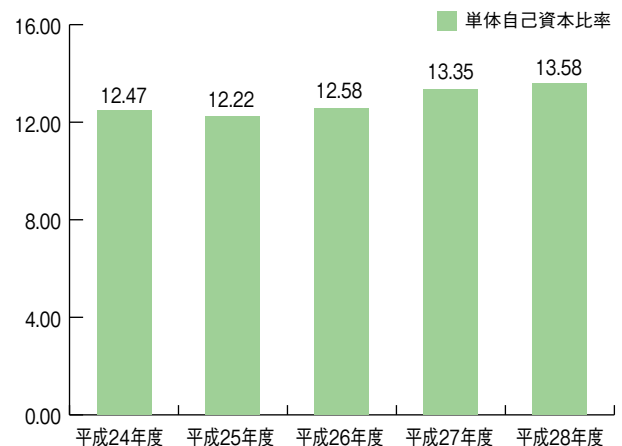
●経常収益、経常利益の推移

(単位：百万円)



●単体自己資本比率の推移

(単位：%)



法令遵守（コンプライアンス）体制

法令遵守（コンプライアンス）について

信用金庫は、信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関業務を行っており、一般企業にも増して公共性が高く、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。日本海信用金庫がこれからも地域の皆様から信頼され支持されていくためには、理事長自ら先頭に立って、役職員一人ひとりが高い倫理観を持って行動するよう率先していかねばならないと考えております。コンプライアンスの徹底は、金融不祥事を未然に防止するだけでなく、当金庫の地域における信頼性と存在感を高めていくうえからも重要であると考えており、役職員一人ひとりの意識の徹底を図ってまいります。

本部各部および営業店の「コンプライアンス・オフィサー」を中心にコンプライアンス課との連携、調整を図りながら、地域社会の期待に応え、信頼され親しまれる信用金庫として貢献できるよう努力いたします。

平成18年4月からの公益通報者保護法の施行に伴い、不正行為等の早期発見と是正を目的に、内部通報制度に関する規程を定め、庫内窓口および外部窓口を設置し、コンプライアンス体制を強化いたしました。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正を図ります。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またはこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

日本海信用金庫行動綱領

1. **信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任**
信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. **質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献**
経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えようとするとともに、セキュリティ・レベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. **法令やルールの厳格な遵守**

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

4. **地域社会とのコミュニケーション**

経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

5. **従業員の人権の尊重等**

従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

6. **環境問題への取組み**

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

7. **社会貢献活動への取組み**

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

8. **反社会的勢力との関係遮断**

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

金融ADR制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に迅速・公平かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は2ページ参照）または相談室（電話：0855-22-1851）にお申し出ください。

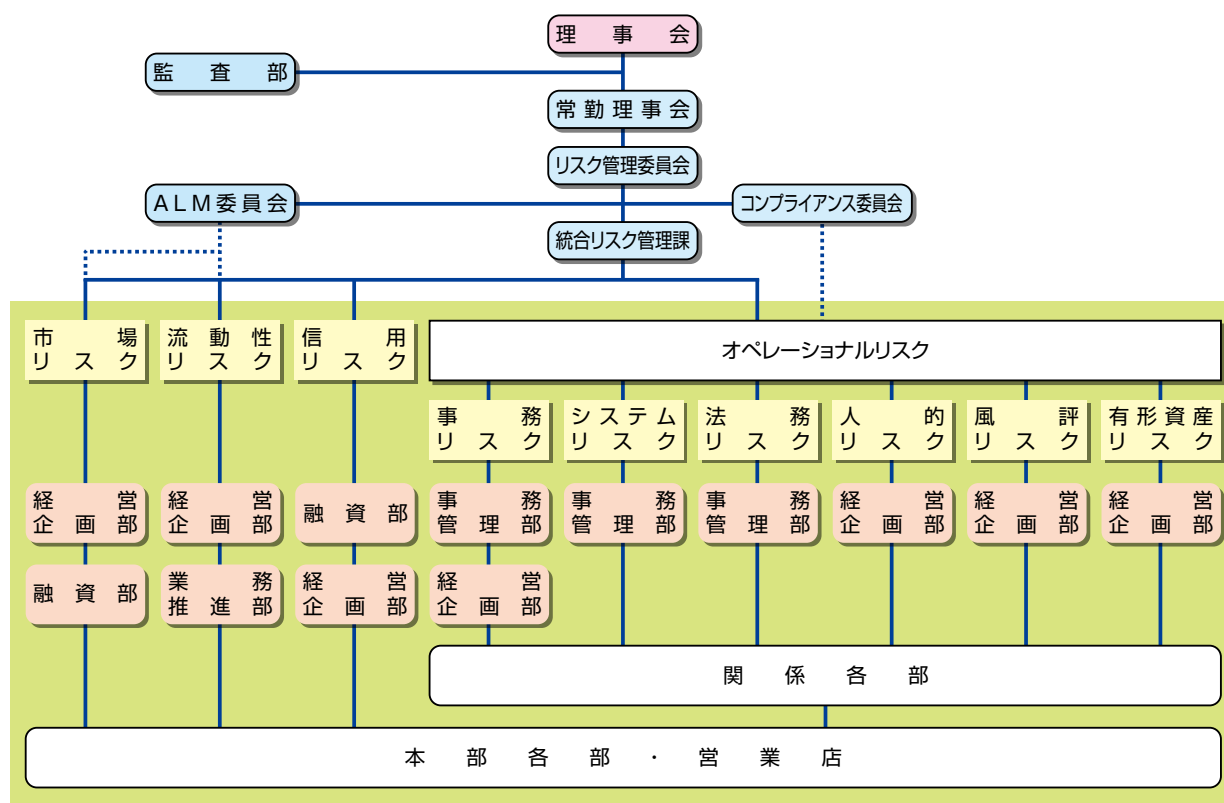
[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室」にお尋ねください。

統合的リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展や規制緩和による金融技術の発展等、環境の変化によって、金融機関の業務は一段と複雑、多様化しており、経営においても様々なリスクが発生します。こうしたなか、当金庫では各種リスクを適切に管理することが重要であるとの認識に基づき、様々なリスクに対応できる管理態勢の構築を図り、経営の健全性の維持向上に努めております。

リスク管理に関する体系図



対象とするリスク

●市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券の価格等様々なリスク・ファクターの変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当金庫は、これらの各リスクに対応するため、ALM委員会を設置し、経済・金利見通し等検討のうえ、運用・調達リスク管理に取り組み、より健全な資産・負債のバランス、収益体質の向上、管理体制の充実に努めております。市場リスクの計測として分散共分散等の計測手法を活用し、リスク量を算出しております。

●流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより損失を被るリスクのことです。

当金庫は、資金の流動性を確保しつつ、信金中央金庫への預け金等を中心とした支払準備資産の管理に努め、常に必要な支払資金を確保しています。

●信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクのことです。

当金庫は、資産の健全性を維持、向上させるため、個々の案件に対し与信先の信用判定を総合的に考慮した審査体制を確立しています。また、審査能力のアップを図るため、各種の研修を実施し、本部、営業店一体のリスク管理に努めております。すべての債権は、資産の自己査定に基づき、資産査定部署が厳正な資産査定を実施しており、その結果により適正な償却および引当を行っております。信用リスクの計測として、モンテカルロ・シミュレーション等の計測手法を活用し、リスク量を算出しております。

●オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることや外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「人的リスク」「風評リスク」「有形資産リスク」に分類し、複雑化、多様化するリスクに対する管理態勢の構築に努めております。オペレーショナルリスクの計測として、自己資本比率算出上の基礎的手法を活用し、リスク量を算出しております。

・事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。

当金庫は、正確・迅速な事務処理が金融機関への「信頼」の第一歩と位置づけ、事務手続の見直しや内部規程の整備、職員に対する内部研修等を通じて、事務リスクの管理・強化を行っております。また、内部牽制組織として、事務管理部門や監査部門を設置し、営業店等に出向いての事務指導や厳格な内部監査の実施に加え、毎月「自部店検査」を行っております。

・システムリスク

システムリスクとは、コンピューター等の障害または誤作動、システムの不備、不正使用等により損失を被るリスクのことです。

当金庫は、万一システムが停止した場合など、緊急の場合でも必要な業務が継続できるよう「危機管理マニュアル」・「システム障害時の対策マニュアル」を策定し対応を図っており、コンピューター犯罪についても要領などの作成によってチェック体制を強化し、事故防止を図るとともに、コンピューターの使用を管理し、不正使用の防止を図っております。

・法務リスク

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に係る法令・規程・要領等に違反する行為ならびにその恐れがある行為が発生することで、当金庫の信用の失墜を招き、損失を被るリスクのことです。

当金庫は、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、本部各部および各営業店には「コンプライアンス・オフィサー」を配置し、法令等遵守態勢の強化を図り、「コンプライアンス・プログラム」に基づき職員のコンプライアンス意識の向上に努めております。

・人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）および差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じる損失・損害を被るリスクのことです。

当金庫は、「就業規則」、「コンプライアンス・マニュアル」等の厳格な運用により対応を図っております。

・風評リスク

風評リスクとは、当金庫が評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・被害を被るリスクのことです。

当金庫は、風評リスクの適正な管理を行うため「風評リスク管理規程」等を定め、経営の維持・安定を図るよう努めております。

・有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害を被るリスクのことです。

当金庫は、火災保険等損害保険の加入により、これらに備えております。

当金庫は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクおよび流動性リスクの状況については、「リスク管理委員会」や「ALM委員会」で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

また、リスク管理の一層の高度化を図るために、今後も積極的に取り組んでまいります。

内部統制基本方針

当金庫は信用金庫法に基づき、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 理事及び職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項、ならびにその職員の理事からの独立性およびその職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
6. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
7. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

地域社会への貢献・活性化をめざして

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客さまからお預りした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客さまにご融資を行って、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

会員数：13,578名
出資金：593百万円



●預金積金に関する事項（地域からの資金調達の状況）

当金庫では、地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力してまいります。

当金庫が扱っている商品については22ページをご覧ください。

預金積金残高 98,204百万円

●貸出金（運用）に関する事項（地域への資金供給の状況）

お客さまからお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客さまや地域社会に還元しております。企業の設備資金に76億円、運転資金に185億円、地方公共団体に106億円をご融資しております。また、個人のお客さまには、住宅関連資金に75億円、消費資金に47億円をご融資しております。

当金庫が扱っている商品については23ページをご覧ください。

貸出金残高 49,127百万円

預金積金に占める貸出金の割合 50.02%

●貸出以外の運用に関する事項

お客さまからお預かりした資金をご融資のほか、信金中央金庫預け金や有価証券で運用しております。

有価証券については、高格付の債券等を中心に、安全性と収益性のバランスおよびリスクに配慮して行っております。

預け金残高 24,277百万円

有価証券残高 29,934百万円

買入金銭債権残高

100百万円

預金積金に占める有価証券の割合 30.48%

地域行事参加

●浜っ子まつり参加



●BB大鍋フェスティバル参加



●献血活動参加



●江の川祭り参加



●100Kmウォーク参加



●国府海岸クリーン作戦参加



石見子供神楽『どんちっち祭り』開催

「なつかしの国石見」には、全国に誇れる宝物があります。それは、ふるさとの文化遺産とも云える“石見神楽”です。

石見人の魂とも云うべき石見神楽は、日本国内はもとより海外公演においても絶大な人気と評価を受けています。軽快なリズムにのり、躍動感溢れる勇壮華麗な舞に加え絢爛豪華な衣装と演出による、娯楽性豊かな歴史物語です。今や地域の人たちが誇りと自信を持ってふるさと自慢できる石見神楽に進化成長して、祭りやイベントなど諸行事に欠くことのできない郷土芸能となっています。

しかし、近年の少子高齢化と若者の県外流出により、先人たちが守り育ててこられた貴重な「ふるさとの文化遺産」の保持および伝承、振興が非常に危惧されており、後継者育成が重要な課題となっております。

郷土芸能を大人から引継ぎ一緒に守る子供達の晴れの舞台として、また、体験の場、交流の場となることを願い、平成20年度から石見子供神楽「どんちっち祭り」を開催しております。今回で9回目の「どんちっち祭り」を平成29年1月15日に開催いたしました。今後も引き続き開催してまいります。



当金庫主催の催し物等



ゲートボール大会



グラウンドゴルフ大会（浜田）



グラウンドゴルフ大会（江津）



ソフトボール大会



囲碁大会



年金友の会旅行



年金友の会旅行

後継経営者育成塾「せがれ塾」

事業開始までの経緯

日本海信用金庫は、後継経営者にきちんとバトン渡しをするための環境を作ることが、地域再生、ひいては地域活性化に繋がると考え、「せがれ塾」の組成を決定しました。

経営者には企業を永続させ、次世代へと事業資産を引き継ぐことが求められており、そのために必要な正しい経営の知識・見識を身につける場所と機会を提供し、また、当金庫と後継経営者の関係構築、金庫職員の経営相談能力の向上を図っていくとするものです。

これらの活動は日本海信用金庫の“責務”であるとの熱い思いから、平成16年11月18日に後継経営者育成塾「せがれ塾」を発足しました。

事業の特色

塾生として、当金庫営業地区内の核となる企業の志の高い後継経営者の方に参加いただいています。外部講師（地元県立大学の講師等）による講演会開催、専任講師によるセミナーの開催を行っています。

本講座では後継経営者だけでなく、当金庫の担当職員も勉強会へ参加し、真の意味で取引先のパートナーとなるべく、後継経営者と共に学び、語り合い共に成長をし、地域経済の発展に貢献したいと考えています。塾生OBとも繋がりを継続していくために、せがれ塾「発会式」や「卒業式」または各講演会等にも参加を呼びかけ、塾生との交流を図り、「絆」をさらに深めています。

第1期生から第7期生の卒業生数は、延べ110名（うち当金庫職員27名）です。塾生の業種は多岐にわたり、異業種交流による新たなビジネス展開も生まれています。

今後の展望

今後も引続き実践的なセミナーを開催し、後継経営者のための勉強の場・出会いの場を提供していきたいと考えています。また、せがれ塾を卒業された後も塾生との交流を深めていただけるよう交流行事を企画するとともに、「せがれ」の“せがれ”もまた「せがれ塾」に入塾していただけるよう、企画・運営してまいります。



平成28年度の活動内容

- 平成28年5月 第7期生 第7回セミナー
テーマ「お客様の真の声は？」
講師：花田屋 山藤 昭彦 氏
- 平成28年6月 第7期生 第8回セミナー
テーマ「後継経営者の能力形成のポイント」
講師：島根県立大学 准教授 久保田 典男 氏
- 平成28年7月 第7期生 第9回セミナー
テーマ「森林資源を活用した新しい地域産業の可能性」
講師：島根県立大学 講師 豊田 知世 氏
- 平成28年10月 第7期生 第10回セミナー
テーマ「大学生と企業の連携：浜田市共同研究『まち弁』企画からの考察」
講師：島根県立大学 准教授 田中 恭子 氏
- 平成28年11月 第7期生 卒業視察研修（東京）
講師：花田屋 山藤 昭彦 氏
- 平成28年12月 第7期生 第11回セミナー
テーマ「中小企業における情報技術活用の可能性」
講師：島根県立大学 准教授 金野 和弘 氏
- 平成29年1月 第7期生 第12回セミナー
テーマ「資産運用の基礎知識」
講師：島根県立大学 講師 木村 秀史 氏
- 平成29年2月 第7期生 第13回セミナー
テーマ「わが国の地方空港運営に期待される地域の力」
講師：島根県立大学 准教授 西藤 真一 氏
- 平成29年3月 第7期生 卒業発表会・修了証書授与式

地域密着型金融の推進に関する事項

地域密着型金融の推進に関する当金庫の基本的な考え方は、「自分たちが生まれ育った地域に対し、その責任金融機関として地域に対する永続的な使命を果たすこと」です。

地域密着型金融の推進に関する当金庫の取り組み方針

- ① 「日本海信用金庫ブランド」確立のため、顧客満足度の向上、社会的責任への対応、法令遵守の徹底を図り、お取引先企業に対するコンサルティング機能の発揮に努めます。
- ② 「絆の経営」実践のために、地域再生と活性化への積極的な支援、地域課題解決への協力、地域産業再生への支援、地域の面的再生へ積極的に参画することに努めます。
- ③ 地域経済発展に寄与するため、地域やお客様に対して積極的かつ継続的に情報発信することに努めます。
- ④ リスク（危険）管理態勢の強化とガバナンス（企業統治）の向上に努めます。

（注）「日本海信用金庫ブランド」の確立とは

・顧客満足度（CS）の向上・社会的責任（CSR）への対応・法令等遵守（コンプライアンス）の徹底です。

① コンサルティング機能の発揮に向けた態勢強化

- 起業・成長・事業承継等のビジネス段階毎の経営課題・相談ニーズに応じて、きめ細かく対応できる経営支援体制の再構築が必要となっています。「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」において支援機関となっており、専門家派遣にも取り組んでまいります。
- 地域建設産業活性化支援事業に関するパートナー協定を平成27年4月に締結しました。業種を建設業に特定し、経営上の課題を抱える建設業者に対して建設業に精通した専門家を派遣してまいります。
- 地域全体における中小企業のお客様に対する支援機能の質を更に高め、支援の輪が一層広がる支援ネットワークを構築していくため、平成24年11月、中小企業経営力強化支援法における認定経営革新等支援機関となりました。支援機関として更に経営改善計画の策定支援に関与してまいります。
- 平成29年3月7日に、「IT利活用セミナー」（主催：島根県、NPO法人ITCしまね、当金庫・後援：信金中央金庫）を開催し、売上増加や販路拡大を目的に、実践的なITの利活用について、お取引先企業23社・27名の方々にご来場いただきました。
- 当金庫では、担保・保証に過度に依存せず、お取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適正に評価する「事業性評価」の推進を重点課題と位置づけています。このためには、当金庫職員の目利き能力や深度あるコミュニケーション能力の向上が必要であり、当金庫職員のレベルアップを図り、お取引先企業の企業価値の向上や地域経済の活性化に寄与するため、平成28年6月3日に信金中央金庫、平成29年2月21日に中小企業基盤整備機構の外部講師による事業性評価研修を開催しました。



IT利活用セミナー



事業性評価研修

② 中小企業に適した資金供給手法への取り組み

担保・保証に必要以上に依存しない融資の推進

- 担保・保証に過度に依存することなくタイムリーな融資商品として、平成27年4月より、プロパー融資商品「スクラムローン」の取り扱いを開始しております。

平成28年度の取り扱い実績は 37件・204百万円

平成29年3月末現在の累計は 87件・525百万円となっております。

資金提供の多様化への取り組み

- 資金提供の多様化への取り組みとして、地域性、事業性、エーエージェントの信頼性、リスク等を勘案したシンジケートローンは、平成29年3月末現在残高で8件・1,811百万円となっています。
- 不動産や人的保証に依存しない融資手法として、売掛金・棚卸資産を担保とした、保証協会付「流動資産担保保証制度（ABL）」の取扱いは平成29年3月末現在4件・極度額33百万円となっています。
- 様々なお客さまのニーズに対応し、動産・債権を担保としたプロパー融資は平成29年3月末現在残高12件・536百万円となっています。

③地域の活性化に関する取り組み状況

浜田市と島根県立大学との共同研究 「温泉施設を起点とした観光振興に関する研究」

浜田市と島根県立大学の共同研究として、島根県立大学の久保田典男ゼミの皆様が浜田市旭町の温泉施設の現状分析、課題整理や他地域の現地調査等を行いました。そして、平成29年2月23日に島根県立大学の第4回全域フォーラムにて、学生の視点から具体的な提言が行われ、当金庫も協力しました。



江津市ビジネスプランコンテスト 「Go-con2016」の運営

雇用の創出と人材発掘、定住施策を図るため、NPO法人でこねっと石見を運営主体として、江津市、江津商工会議所、桜江町商工会と連携しております。第6回江津市ビジネスプランコンテスト「Go-con2016」の最終審査会は平成28年12月18日に行われ、当日は運営に関わり、当金庫岡田顧問が審査委員長を務めました。



第1回LB1グランプリへの参加

島根県立大学の有志の学生（LB推進委員）主催の料理コンテストが平成28年12月4日に開催されました。石見地方の食材のみを使い、食材の魅力を生かす料理対決のイベントであり、当金庫の女性職員チーム「チームえべっさん」が出場し、見事優勝しました。



経営改善支援等の取り組み実績

【28年4月～29年3月】

(単位：先数)

(単位：%)

		期初債務者数				経営改善支援 取り組み率	ラ ン ク ア ッ プ 率	再 生 計 画 策 定 率
		うち経営改善支援取り組み先数						
		A	α	α のうち期末 に債務者区分 がランクアッ プした先数 β	α のうち期末 に債務者区分 が変化しなか った先数 γ			
正 常 先 ①		671	0		0	0	0.0%	
要 注 意 先	うちその他 要 注 意 先 ②	339	17	3	12	16	5.0%	94.1%
	うち 要 管 理 先 ③	4	1	0	1	1	25.0%	100.0%
	破綻懸念先 ④	47	10	0	9	9	21.3%	90.0%
	実質破綻先 ⑤	33	2	1	1	2	6.1%	100.0%
	破 綻 先 ⑥	3	0	0	0	0	0.0%	—
	小 計 (②～⑥の計)	426	30	4	23	28	7.0%	93.3%
	合 計	1,097	30	4	23	28	2.7%	93.3%

(注) ・ 期初債務者数及び債務者区分は平成28年4月当初時点で整理しております。

・ 債務者数、経営改善支援取り組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含めていません。

・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。

なお、経営改善支援取り組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めていません。

・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は β に含めております。

・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取り組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しております。

・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めていません。

・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。

・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。

・ 「 α のうち再生計画を策定している全ての先数 δ 」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業再生支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含みます。

当金庫の金融仲介の取組みについて

「地域密着型金融の取組み」をさらに強化していくために、「金融仲介の取組み」は必要不可欠であると考えております。当金庫では、「金融仲介の取組み」成果を自己点検・評価し、地域経済の活性化やお取引先、当金庫自身の成長等に繋げてまいります。

平成28年度の金融仲介の取組みの実績は以下の通りです。

○全取引先数と地域企業の比較

地域の企業数とそれに対する当金庫の融資お取引先数の推移を示しております。

	平成27年3月		平成28年3月		平成29年3月	
	地元	地元外	地元	地元外	地元	地元外
融資お取引先数	1,135先		1,124先		1,119先	
地域別のお取引先数	1,128先	7先	1,116先	8先	1,110先	9先
地域別の企業数	4,757先		4,757先		4,757先	

地元は浜田市・江津市・益田市の融資お取引先企業（地公体は除く）

地域別の企業数は内閣官房・経済産業省「地域経済分析システム（RESAS）」より作成

○お取引先企業の経営改善や成長力の強化

当金庫をメインバンク（融資残高1位）として取引を行っているお取引先数、融資額や経営改善等が見られた先数等を示しております。

	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
当金庫のメインお取引先数	666先	643先	643先
全取引先数に占める割合	58.7%	57.2%	57.5%

上記のうち、当金庫が決算データを保有していない先を除き、当金庫をメインバンクとしてお取引を行っている先数（グループベース）で経営指標の改善や就業者の増加が見られた先数、および同先に対する融資額を示しています。（単位：億円）

メイン先数 (グループベース)	メイン先の融資額	メイン先のうち、 経営指標が改善した先	経営指標が改善した先の融資額の推移		
			平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
447先	154	180先	64	65	67

また、メイン先数(グループベース)のうち、経営改善提案を行った先数と割合を示しています。

メイン先数①	経営改善提案実施先②	②／①
447先	28先	6.3%

経営改善提案とは、企業価値の向上等に資する支援、財務支援(資産・事業売却等)、経営計画策定支援、創業支援、販路開拓支援、M&A支援、事業承継支援の提案を実施した先を示しています。なお、貸付条件の変更を実施した先に対する支援は含んでおりません。

○ライフステージ別の与信先数および融資額

お取引先の過去5期の売上高を把握して、ライフステージを区分しております。お取引先企業のライフサイクルに応じた支援の一層の強化に努めてまいります。

(単位：億円)

	平成29年3月					
	全与信先数	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	828先	66先	56先	579先	41先	86先
ライフステージ別の与信先に係る融資残高	249	18	16	167	7	41

対象は法人＋個人事業主で当金庫が5期分の決算データを保有していない先（創業先を除く）を除きます。

- ・創業期：創業から5年まで
- ・成長期：売上高平均で直近2期が過去5期の120%超
- ・安定期：売上高平均で直近2期が過去5期の120%～80%
- ・低迷期：売上高平均で直近2期が過去5期の80%未満
- ・再生期：貸付条件の変更または延滞がある期間

○創業・第二創業

目利き力を生かし、積極的な創業を支援するため、「創業支援資金（プロパー）」を平成24年12月より取り扱い開始しております。また、島根県信用保証協会と連携し、「創業者支援資金」（保証協会付）等の取扱いにも取り組んでおります。

日本政策金融公庫浜田支店（国民生活事業）と平成25年11月に創業支援での連携をスタートしました。創業期にあるお客さまに対して、両機関の特性を活かしつつ、相互にノウハウ等を補完、共有することによって、よりクオリティーの高い金融サポートを提供してまいります。

NPO法人てごねっと石見、江津市、江津商工会議所、桜江町商工会と当金庫で創業支援ネットワークを構築しており、13ページ掲載の江津市ビジネスプランコンテストに限らず、創業の実現やスキルアップのために、各機関の強みを生かした支援や活動を行っております。

■平成28年度 創業資金取り扱い実績

プロパー	6件	180百万円
創業関連資金（保証協会付）	13件	48百万円
「創業者支援資金」（保証協会付）	10件	38百万円

■平成28年度 計画策定実績件数

創業計画	9件
------	----

○経営改善の進捗状況

事業再生支援に向けて整理回収機構（RCC）、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構（REVIC）、DDSの活用を外部機関との連携にも取り組んでまいりました。

平成29年3月末時点の貸出条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況は以下の通りです。

	条件変更先数	好調先	順調先	不調先
貸付条件の変更を行っている 中小企業の経営改善計画の進捗状況	104先	7先	32先	65先

進捗を計測する指標により、好調先（120%超）、順調先（80%～120%）、不調先（80%未満）に区分しております。なお、条件変更実施先で経営改善計画が未策定の場合は不調先としております。

■平成28年度 計画策定実績件数

事業計画	4件
経営改善計画	20件

○経営者保証ガイドラインの活用

平成25年12月に経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重、遵守すべく、態勢整備を行いました。また、お客さまからのお借入相談時や連帯保証人のお客さまが保証債務の整理を希望された場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めております。

なお、平成29年3月末時点で経営者保証に関するガイドラインの活用先数、および、全与信先数に占める割合は以下の通りです。

全与信先数①	ガイドライン活用先数②	②／①
828先	230先	27.8%

○水産関連業種

当地域の基幹産業である水産業、水産関連産業の活性化が当地域に与える影響は大きく、水産関連業種の1次産業から3次産業の融資への取り組みを示しております。

（単位：百万円）

	水産関連のお取引先数	平成29年3月末 融資残高	平成28年度融資実行金額		
			プロパー融資実行金額	保証協会融資実行金額	融資実行金額合計
平成26年度	52先	2,143	793	114	907
平成27年度	55先	2,335	963	168	1,131
平成28年度	53先	2,118	673	118	791

○島根県信用保証協会との協調融資

信用保証協会の保証に過度に依存することなく、当金庫も協調して融資を行った先数や融資金額を示しております。

（単位：百万円）

	先数	プロパー融資実行金額	保証協会融資実行金額
平成26年度	14先	166	213
平成27年度	15先	302	555
平成28年度	13先	155	297

○事業承継

後継者不在や事業拡大等の課題解決に向けたM & Aの推進のほか、島根県事業引継ぎ支援センターや（独）中小企業基盤整備機構と連携し、地域の事業や雇用の継続に取り組んでまいります。

若手経営者の育成、支援を行い、地域再生・地域活性化に繋げるため、後継経営者育成塾「せがれ塾」を開催しています。詳しくは11ページをご覧ください。

金融円滑化への取組状況について《平成21年12月～平成29年3月末》

日本海信用金庫（理事長 吉本晃司）は、お客様への円滑な資金供給を最も重要な社会的使命と位置づけ、その実現に向けて本部・営業店と一体となって全力で取組んでいます。当金庫は、平成22年1月14日に「金融円滑化管理方針」を制定し、「取組方針」と「金融円滑化推進のための態勢整備」を当金庫のホームページ上へ公表しております。

また、「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」並びに「金融円滑化実務マニュアル」をもとに、推進態勢を整備し、役職員に周知徹底させるとともに、地域金融の円滑化に真摯に取組んでおります。

中小企業金融円滑化法は平成25年3月末をもって終了しましたが、当金庫は、中小企業金融円滑化法期限到来終了後もお客様からのご返済条件の変更等のお申し出にできる限り対応するなど、従来からの方針に変更はございません。また、一層のコンサルティング機能を発揮することにより、お客様の経営課題に応じた最善の解決策を、お客様の立場に立ってご提案し、専門家とも連携を図りながら経営改善支援に取組んでまいります。

つきましては、以下の通り中小企業者および住宅ローンをご利用のお客様に対する当金庫の金融円滑化管理に関する基本方針や、金融円滑化措置の実施に向けた態勢の概要等について説明させていただきます。

なお、取扱期間中の条件変更等の申込を受けた貸付債権の件数についても記載しております。

また、平成26年2月1日より運用開始の、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応につきましても真摯に取組んでおります。

1. 金融円滑化管理に関する基本方針の概要

＜基本方針＞

- ・お客様の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や条件変更等の対応に努めてまいります。
- ・お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行うために、役職員は事業価値を適切に見極めるための能力向上に努めてまいります。
- ・融資取引に関し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。
- ・お客様からの融資取引に係る問い合わせ、相談、要望および苦情への対応を適切に実施するように努めてまいります。
- ・お客様の金融円滑化を図るため、他の金融機関、政府系金融機関、信用保証協会等と緊密な連携を図ります。
- ・その他融資取引に関して、地域密着型金融を推進するために、必要であると判断した事項が適切になされるよう努めてまいります。

2. ご返済条件の変更等の状況を適切に把握するための体制の概要

- ・当金庫は、この基本方針に則り、金融円滑化に必要な運営・管理を目的として、本部融資部に「金融円滑化管理部門」を設置し、金融円滑化管理部門の担当理事を金融円滑化管理責任者、融資部長を顧客説明管理責任者、融資副部長または事業サポート課長を顧客サポート管理責任者とし、必要に応じて「地域活性化推進委員」を構成委員とする会議を招集し、重要事項等を協議する体制とし、常勤理事会及び、理事会に報告しています。
- ・金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者及び顧客サポート管理責任者は連携して、主たる債務者および保証人からの保証契約に関する相談等に対して、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応するための取組みを行います。
- ・当金庫は、住宅ローンセンター相談窓口について平成21年5月25日に設置しており、金融円滑化の各種ご相談に迅速かつ的確にお応えできるよう、平成21年12月9日に「金融円滑化相談窓口」を全営業店に設置しております。
- ・お客様からのご返済条件の変更等のお申込み・ご相談については、各営業店で記録・保管するとともに進捗管理を徹底いたします。また、定期的に取り組状況を検証し、必要に応じて改善および指導を行ってまいります。
- ・「専用フリーダイヤル」の設置について

本部（融資部）に、お客様よりのご相談に迅速に対応するために、専用フリーダイヤルを設置いたしております。

（1）フリーダイヤル番号 0120—194—455（当庫営業エリア内の固定電話のみ可）

（2）受付時間 営業日の午前9時～午後5時

3. ご返済条件の変更等に対する苦情相談を適切に行うための体制の概要

お客様からの新規のお借入や、ご返済条件の変更等にかかる苦情相談をお受けするために各営業店に設置しております「金融円滑化相談窓口」とは別に、事務管理部コンプライアンス課に「苦情相談窓口」を設置しております。謝絶理由等に対して、誠意を持って丁寧に説明しても、お客様からの理解が得られず苦情案件となった場合は、苦情相談処理規程、コンプライアンス規程に則り対応・処理いたします。

「苦情相談窓口」は下記のとおりです。

連絡先 事務管理部コンプライアンス課

(1) 電話番号 0855-22-1852

(2) 受付日等 営業日の午前9時～午後5時

4. 中小企業者のお客様の事業についての改善または再生の支援を適切に行うための体制の概要

当金庫は、ご返済条件の変更等を行った中小企業のお客様について、定期的にモニタリングを実施し、経営改善状況等を確認させていただきまします。そして、経営改善・事業再生支援に向け、お客様にとって必要と判断した場合には、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用し取組んでまいります。

金融円滑化の取組状況

債務者が中小企業者である場合

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位：件)

	平成28年3月末(累計)	平成29年3月末(累計)
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2,081	2,306
うち、実行に係る貸付債権の数	1,964	2,177
うち、謝絶に係る貸付債権の数	68	73
うち、審査中の貸付債権の数	2	9
うち、取下げに係る貸付債権の数	47	47

債務者が住宅資金借入者である場合

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位：件)

	平成28年3月末(累計)	平成29年3月末(累計)
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	73	75
うち、実行に係る貸付債権の数	39	42
うち、謝絶に係る貸付債権の数	19	20
うち、審査中の貸付債権の数	2	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	13	13

リスク管理債権・金融再生法開示債権

リスク管理債権とは、「破綻先債権」および「延滞債権」に加え、今後注意を要する「3ヵ月以上延滞債権」、債務者の経営再建等を図る目的として支援させていただいた「貸出条件緩和債権」であります。

自己査定上の「破綻先」に対する貸出金は「破綻先債権」として、「実質破綻先」、「破綻懸念先」に対する貸出金は「延滞債権」として開示を行うこととなっております。

また、金融再生法開示債権の保全状況も開示いたしております。

これにより透明度の高いディスクロージャーとなっております。

●リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分		残 高	担保・保証額	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	平成27年度	15	0	15	100.00%
	平成28年度	20	0	19	100.00%
延滞債権	平成27年度	4,350	2,757	1,407	95.72%
	平成28年度	3,797	2,561	1,071	95.67%
3ヵ月以上延滞債権	平成27年度	—	—	—	—
	平成28年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成27年度	336	138	62	59.89%
	平成28年度	407	138	77	53.11%
合 計	平成27年度	4,701	2,896	1,484	93.18%
	平成28年度	4,225	2,700	1,169	91.59%

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

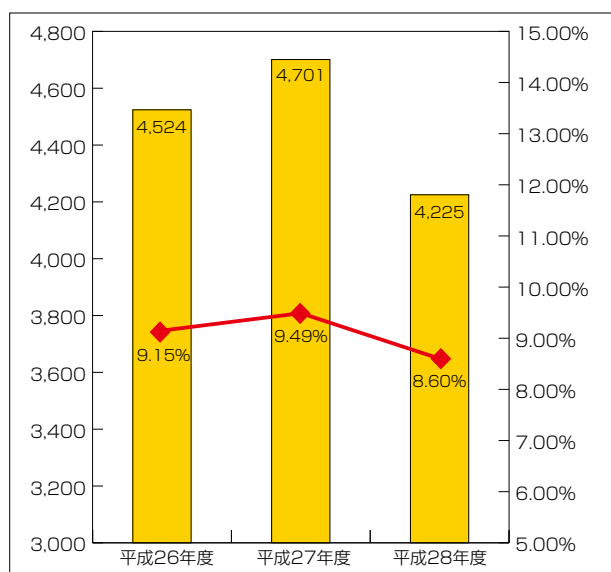
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

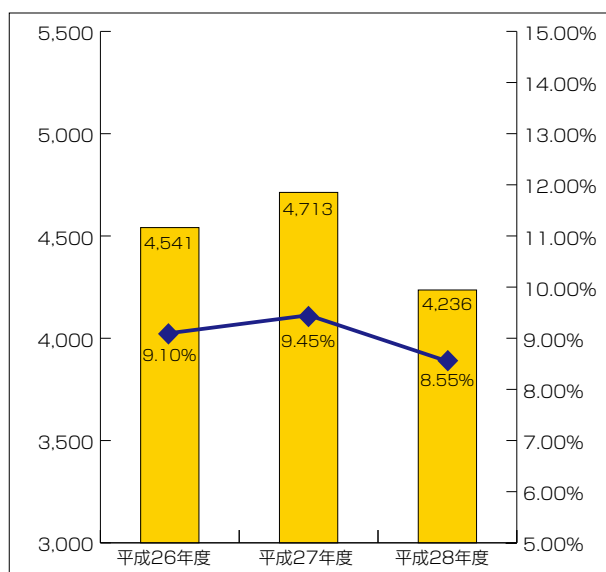
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。

8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

●リスク管理債権額の推移



●金融再生法開示債権額の推移



棒グラフ……………リスク管理債権額及び金融再生法開示債権額 (単位：百万円)

折れ線グラフ……………リスク管理債権比率及び金融再生法開示債権比率 (単位：%)

●金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円)

区 分	開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)		貸倒引当金(d)	保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a－c)
金融再生法上の不良債権	27年度	4,713	4,392	2,904	1,487	93.18%	82.24%
	28年度	4,236	3,880	2,708	1,172	91.60%	76.71%
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	27年度	1,560	1,560	620	100.00%	100.00%
		28年度	1,242	1,242	660	100.00%	100.00%
	危険債権	27年度	2,816	2,629	485	93.37%	72.23%
		28年度	2,585	2,421	434	93.63%	72.50%
	要管理債権	27年度	336	201	62	59.89%	31.67%
		28年度	407	216	77	53.11%	28.91%
正 常 債 権	27年度	45,112					
	28年度	45,298					
合 計	27年度	49,826					
	28年度	49,535					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

●「自己査定における債務者区分」と「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」との関係

(単位：百万円)

自己査定における債務者区分 (対象：総与信)	リスク管理債権 (対象：貸出金)	金融再生法に基づく開示債権 (対象：総与信)
破綻先 20	破綻先債権 20	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 1,242
実質破綻先 1,222	延滞債権 3,797	危険債権 2,585
破綻懸念先 2,585	3ヵ月以上延滞債権 —	要管理債権 407
要管理債権 407 要管理先 409 その他要注意先 8,034	貸出条件緩和債権 407	
正常先 37,262		正常債権 45,298

総代会制度について

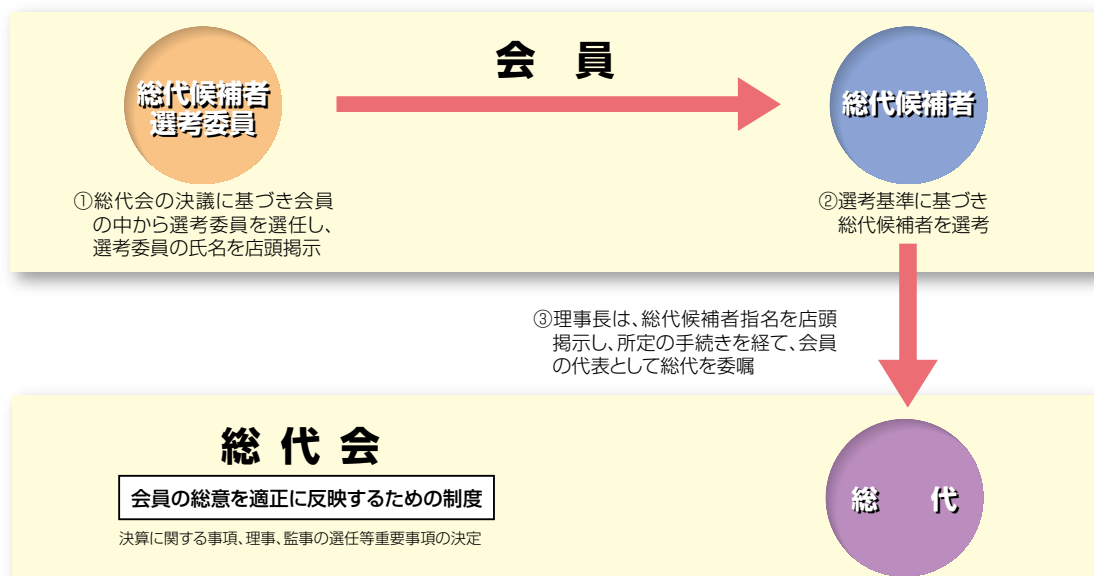
信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適切な手続により選任された総代により構成運営されます。

さらに、当金庫では総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会のしくみ

＜総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。＞



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定年は75歳です。
- ・ 総代の定数は120人以内で会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

なお、平成29年6月30日現在の総代数は90人で平成29年3月末日の会員数は13,578人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき次の手続を経て選任されます。

① 総代会の決議に基づき会員の中から総代候補者選考委員を選任する。

② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。

③ その総代候補者を会員が信任する。

（会員は異議の申し立てができる）

（注） 総代候補者選考基準

- ① 資格要件 ・ 当金庫の会員であること
- ② 適格要件 ・ 総代としてふさわしい見識を有している者
・ 良識をもって正しい判断ができる者
・ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
・ その他総代選考委員が適格と認めた者

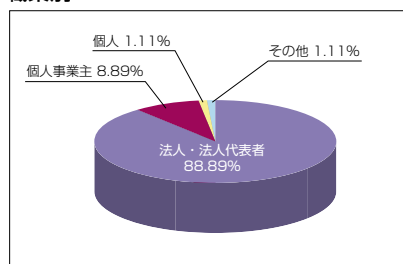
第1区浜田市地区（第2区及び第3区は除く）47名				第2区浜田市のうち三隅町・弥栄地区6名			
伊原 政勝 ⑧	福田 宏 ⑧	堤 光博 ⑧		矢富 俊春 ⑤	浜崎 史朗 ③	久保 智完 ③	
沖野 巖 ⑧	佐々木豪一 ⑧	吉田 勝久 ⑦		藤田 教造 ③	後藤 直樹 ③	河野千加子 ①	
大川 清志 ⑦	本川 満 ⑦	三浦 邦夫 ⑦		第3区浜田市のうち旭町・金城町・邑南郡邑南町のうち一部地区6名			
倉本 給都 ⑦	桑本 達夫 ⑦	前本 征生 ⑥		榎岡 正明 ⑧	中田 哲徳 ⑦	岡村 宏 ⑦	
石田 雅昭 ⑥	浦田 明彦 ⑥	山本 英孝 ⑤		岡本 義徳 ⑦	大賀 強 ⑤	大山 恒夫 ②	
株式会社電設サービス ⑤	森本 一正 ⑤	松本 直樹 ③		第4区江津市、大田市のうち仁摩町、温泉津町地区25名			
中山 善之 ③	有田 誠治 ③	久保田英治 ③		鹿取 義一 ⑧	茅島 昇 ⑧	村尾千代昭 ⑧	
伊藤 俊平 ③	俵 芳徳 ③	堀脇 正 ③		後山 宏昌 ⑦	南山 泰志 ⑦	田才 光治 ⑦	
郭 世香 ③	江木 修二 ③	大原 正男 ③		吉村 一孝 ⑦	黒川 一夫 ⑦	永井 好輔 ⑦	
前田 保徳 ③	橋本鐵工株式会社 ③	植 忠文 ③		浅野 知宏 ⑥	青木 史郎 ⑥	田中 壽 ⑥	
伊藤 剛 ③	石原 久信 ③	寺岡 勝夫 ③		森口 裕行 ⑤	平下 智隆 ③	堀江 成 ③	
表田 映二 ③	名田 景造 ③	江川 和子 ②		近江 隆寛 ③	高岩 綾子 ③	内田 民生 ③	
石田 洋 ②	大迫千恵美 ②	濱崎 修司 ②		永島 孝 ③	増田 仁 ②	河野 隆男 ②	
岡 操 ②	教重 智文 ①	三浦 英俊 ①		渡辺 賢治 ①	伊藤 誠二 ①	南原 繁 ①	
本多 恭嗣 ①	大谷 幸治 ①	戸倉 隆夫 ①		大源 淳也 ①			
大崎 宏 ①	中村 満江 ①			第5区益田地区6名			
				株式会社キヌヤ ⑧	田原 良隆 ⑦	高橋 完太 ⑥	
				岡崎三喜男 ③	坂本 靖夫 ③	末成 弘明 ②	

平成29年6月末現在

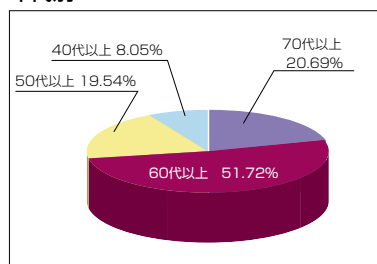
※総代氏名の後の数字は総代への就任回数です。

<総代の属性別構成比>

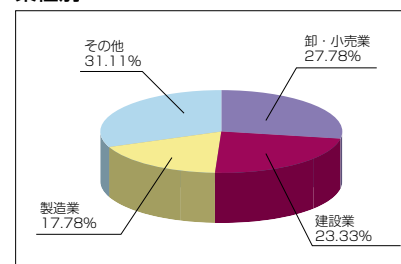
職業別



年代別



業種別



※職種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限定しております。

第66回通常総代会決議のご報告

平成29年6月28日開催の通常総代会において、下記のとおり決議されましたのでご報告申し上げます。

- 報告事項 1. 第94期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
- 決議事項 2. 出資証券の不発行（ペーパーレス化）の件
- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 原案通り承認可決されました。



会員皆様のお声を経営に活かすために総代懇談会を開催しております。

平成28年11月22日開催

日本海信用金庫は、会員の代表である総代による総代懇談会を開催し、当年度上期の経営内容をお知らせすると共に、日本海信用金庫の経営に会員の皆様の率直なご意見、多様なお考えを反映させてまいります。



業務のご案内

協同組織の地域金融機関である日本海しんきんは、地域の中小企業や個人の皆様に対する円滑な金融・情報サービスを提供するため、小口多数取引に徹した営業活動を決め細やかに展開しています。また、多様化する地域の皆様のニーズにお応えすべく、商品、サービス内容の充実にも日々努めてまいります。

預金業務

種 類		特 色	期 間	お預け入れ金額
総 合 口 座		1冊の通帳に普通預金と定期預金がセットでき、貯める・支払う・借りるの3つの機能で家計用口座として便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上
普 通 預 金		給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払いなど家計簿がわりの口座として便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上
貯 蓄 預 金		貯蓄型ですが、普通預金の便利さに、市場金利に応じた利率を採り入れています。	出し入れ自由	1円以上
通 知 預 金		まとまったお金の短期間運用に最適です。	据置期間7日間以上	1万円以上
当 座 預 金		会社や商店のお取引先に小切手・手形をご利用いただく預金で、効率的な資金管理に最適です。	出し入れ自由	1円以上
納 税 準 備 預 金		納税日に備えて準備しておく税金納付資金専用の預金です。	納税時引出し	1円以上
決 済 用 預 金		決済用預金の3要素（①無利息②要求払い③決済サービスを提供できること）を満たすもので、預金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
定 期 預 金	大 口 定 期 預 金	市場実勢金利を適用し、預金の中でも最も有利な金利となっています。大口資金の運用に適した預金です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
	ス ー パー 定 期 預 金	短期貯蓄設計や資金運用に有利な利回りがご利用いただけます。	1ヵ月以上 5年以内	100円以上
	変 動 金 利 定 期 預 金	預入れ日から6ヵ月毎に金利変動に応じて利息が見直される預金です。	1年、2年、 3年	100円以上
	期 日 指 定 定 期 預 金	利息が利息を生む1年複利で、お預入れ期間に応じた利率が適用され、1年経過後はいつでも引出しができます。	最長3年	100円以上 300万円未満
定 期 積 金		目標に向かって毎月一定額を積み立てる預金で、確かな財産づくりができます。	6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上
財 形 年 金 預 金		毎月の給料から天引きで、老後の生活設計にご利用いただける年金資金を貯める預金です。	5年以上	100円以上
財 形 住 宅 預 金		毎月の給料から天引きで、住宅資金を貯める預金です。	5年以上	100円以上
一 般 財 形 預 金		毎月の給料から天引きで、貯蓄目的は自由です。	3年以上	100円以上
譲 渡 性 預 金		大口の余裕資金を短期間に運用するのに有利な預金で、必要ときには満期前に譲渡することができます。	2週間以上 2年以内	5,000万円以上

融資業務

法人・事業者様向けローン

種 類	特 色	期 間	融資金額
一 般 の ご 融 資	手形・でんさい割引…一般商業手形や電子記録債権等の割引を致します。 手形貸付…運転資金や設備のつなぎ資金の短期資金をご融資致します。 証書貸付…設備資金等の長期の資金需要にお応え致します。 当座貸越…貸越極度内で決済資金を反復利用できます。	—	—
各 種 制 度 融 資	信用保証協会等の有利な制度融資を積極的にお取扱い致しております。	—	—
★スクラムローン	中小事業者に対して、担保・保証に過度に依存することなくタイムリーかつスピーディーに必要な事業資金を提供致します。	5年以内	1企業 1,000万円以内
★事業性当座貸越「ステップ」	中小企業者に対して、運転資金として必要な短期継続融資を当座貸越形式で行うことで、タイムリーかつスピーディーに必要な資金を提供いたします。	1年更新	3,000万円以内
★農業資金「アグリ日本海」	農業者に対して、生産性の向上・地域活性化を目的にご融資致します。	7年以内	5,000万円以内
★創業支援資金	創業者を対象とし、計画段階からサポートしながら育成に取り組むことを目的に運転・設備資金をご融資致します。	運転資金5年以内 設備資金7年以内	300万円以内
代 理 貸 付	㈱日本政策金融公庫・信金中央金庫等の低利な商品を揃えております。	—	—

個人様向けローン

種 類	特 色	期 間	融資金額
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築、増改築、住居用土地、住宅購入にご利用下さい。なお、金利は固定と変動を自由に選択いただけます。がん保障特約付、三大疾病保障特約付団体信用生命保険もご利用いただけます。	35年以内	10,000万円以内
無 担 保 住 宅 ロ ー ン	不動産の購入資金、新築資金、立て替え資金、リフォーム（増改築・修繕・造園工事）資金およびそれに伴う費用にご利用いただけます。また、当金庫を含む住宅ローンの借換え資金にもご利用いただけます。	20年以内	1,000万円以内
リ フ ォ ム プ ラ ン	お住まいの増改築に必要な資金にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
★ニーズローン大黒	マイホーム新築時の不足金、住宅資金の借換え等にご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
カ ー ロ ー ン	新車購入資金、免許取得費用、車検、修理費等にご利用いただけるローンです。お取引内容により優遇金利がご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
★教育ローンふる里	お子様の教育に必要な資金にご利用いただけます。就学中はカードローンタイプもご利用いただけます。	就学期間終了後 最長15年	無担保500万円以内 有担保1,000万円以内
教育ローンニューふる里	お子様の教育に必要な資金にご利用いただけます。就学中はカードローンタイプをご利用いただけます。	就学期間終了後 10年以内	500万円以内
子 育 て 応 援 プ ラ ン	小学校入学前のお子様をお持ちの方を対象に、出産・子育てにかかる資金にご利用いただけます。	10年以内	100万円以内
シニアライフローン	シニア世代の方で、リフォーム（増改築・修繕）資金、自動車購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。	10年以内	100万円以内
福 祉 プ ラ ン	お申込みされる方のご親族の介護にかかる資金にご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
パ ー ト ナ ー ロ ー ン	当金庫とパートナー協定を締結された事業所にお勤めの方にご利用いただけます。お使い道は自由で、消費者ローンの借換えにもご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
個 人 ロ ー ン	ゆとりある生活実現のため、プランにあわせて幅広くご利用いただけるローンです。	10年以内	500万円以内
★新型フリーローン	お使いみちはご自由（事業資金は除きます）です。金融機関、信販、クレジット、消費者金融の借換え資金にもご利用いただけます。融資金額により返済期間は異なります。	10年以内	300万円以内
★新型給振ローン	給与振込をご指定いただいたお客さまがお手軽にご利用いただけます。お使いみちはご自由です。	5年以内	100万円以内
★クイックローン200	お使いみちはご自由です。事業資金にもご利用いただけます。	7年以内	200万円以内
カ ー ド ロ ー ン	毎日の暮らしの中で思いがけない出費や、急にお金が必要になった時にご利用ください。カード1枚でお気軽にご利用いただけるローンです。	3年更新	500万円以内
★アシストカードローン	クレジットカード一体型ICキャッシュカード「デュエット」をお持ちの方に、優遇金利にてご利用いただけるカードローンです。	3年更新	50万円以内
★ビッグカードローン	お使いみちはご自由です。ただし、事業資金は除きます。土地、建物の担保が必要です。	5年更新	1,000万円以内
★おまとめローン ビ ッ グ サ ポ ー ト	とりまとめ資金としてご利用いただけます。お使いみちはご自由（事業資金は除きます）です。	200万円超は15年以内 200万円以内は10年以内	500万円以内

★印の商品は、他金融機関にはない日本海しんきんのオリジナル商品です

●商品ご利用に当たっての留意事項

当金庫では、お客様の多様なニーズに合った各種ローンを取り揃えておりますが、商品には、契約時の金利が上下する変動金利型商品や、保証会社の保証付融資には利息の他に保証料が必要となるものなどがございます。ローンお申し込みの際には、商品の内容を職員におたずねいただき、お客様の目的にあった商品をお選びください。

その他の商品

お客様の幅広いニーズにお応えするため、各種商品を取り揃えております。

種 類	内 容
投 資 信 託 窓 口 販 売	お客様の多様な資産運用ニーズに幅広くお応えできるように、いろいろなタイプの商品をお取扱いしております。1万円から株式・債券・不動産投資信託に投資できます。
国 債 の 窓 口 販 売	長期利付国債、中期利付国債、割引国債をお取扱いしております。
個 人 向 け 国 債	固定金利（3年・5年）および変動金利（10年）のお取扱いしております。1万円から購入でき、一定期間経過後であれば、中途換金も可能な個人向けの国債です。
生 命 保 険 窓 口 販 売 （個人年金保険・終身保険）	老後の生活資金・教育資金・住宅購入資金といった、様々な生活スタイルに合わせてご利用いただける保険で、定額個人年金保険・一時払終身保険・終身保険をお取扱いしております。
生 命 保 険 窓 口 販 売 （医療保険・がん保険）	万一の病気やケガ、がんによる入院・通院・手術などに備える保険や、病気やケガで働けなくなった場合の収入減少に備える保険をお取扱いしております。
損 害 保 険 窓 口 販 売	住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険と傷害保険をお取扱いしております。

各種サービス

ご預金・ご融資以外にも為替業務等金融に関わる各種サービス業務をお取扱いしています。

サービス名	内 容
為 替 サ ー ビ ス	当金庫本支店をはじめ、オンラインによって結ばれた全国各地の金融機関のご指定預金口座へ送金、振込、代金取立を確実に迅速にお応えできます。
キ ャ ッ シ ュ サ ー ビ ス	当金庫の本支店、全国の信用金庫、郵便局のキャッシュコーナーでご入金・お引出しができます。また、全国のほとんどの金融機関などでもお引出しができます。
A T M 振 込	キャッシュカードおよび振込カードでATMによりお振込ができます。（ATMで振込出来ない店舗もありますので窓口でお尋ねください。）
自 動 受 取 り	給与、ボーナスや年金、配当金などが簡単な手続きで毎回自動的に指定口座へ振込まれます。
自 動 支 払 い	電気料、水道料、電話料、NHK受信料、ガス料、授業料、各種クレジット料金などが、一度の振替手続きにより、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
貸 金 庫	預金証書、有価証券、権利証などお客様の大切な財産を安全にお預かりいたします。 ＜取扱店：本店＞
夜 間 金 庫	当金庫の営業時間終了後や休業日でも、売上金などを安全にお預かりいたします。翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。（夜間金庫のない店舗もありますので窓口でお尋ねください。）
で ん さ い サ ー ビ ス	電子記録債権（でんさい）を利用した新たな決済手段です。
ア ン サ ー シ ス テ ム	お手元の電話やファクシミリで、ご指定の預金口座の入出金や残高照会および振込や取立入金の通知などのサービスがご利用いただけます。
ホ ー ム バ ン キ ン グ	多機能電話によりお客様が残高、振込の照会や当金庫本支店間および他金融機関宛への振込・振替ができます。
フ ァ ー ム バ ン キ ン グ	専用端末機により総合振込、給与振込、口座振込ができます。また、ホームバンキングサービス（照会、振込、振替）の取扱いもできます。
テ レ ホ ン バ ン キ ン グ	一般電話、公衆電話、携帯電話、PHS等により、入出金や残高照会および振込・振替の取扱いができます。
法人インターネットバンキング	インターネットに接続可能なパソコンにより総合振込、給与振込、口座振替、残高照会、入出金明細、資金移動がご利用できます。
個人インターネットバンキング	インターネットに接続可能なパソコンにより残高照会、入出金明細、資金移動がご利用できます。また、携帯電話（NTTドコモ、au、ソフトバンク）からもご利用できます。
マルチペイメントネットワーク	個人・法人インターネットバンキングを利用して、当金庫所定の官庁、企業、自治体などの収納機関に対して税金・各種料金の振込が行えます。
ペイジー口座振替受付サービス	ペイジー口座振替受付サービスの端末が設置されている企業の受付窓口で、キャッシュカードと暗証番号により口座振替の受付が可能となるサービスです。
外 国 通 貨 の 両 替	海外へビジネスや旅行でお出かけの際は、外国通貨（米ドル）の両替を行っております。 ＜取扱店：本店、長浜支店＞

手数料一覧

●為替手数料（平成29年6月末現在）

項 目			振込金額	口座からの振替		現 金	
				一 般	会 員		
振込手数料	ATM振込	当金庫あて	5万円未満	無 料	無 料	216円	
			5万円以上			324円	
		他行庫あて	5万円未満	378円	270円	540円	
			5万円以上	540円	432円	756円	
	窓口振込（電信・文書）	当金庫あて	5万円未満	108円	無料	432円	
			5万円以上	324円	216円		
		他行庫あて	5万円未満	540円	432円	972円	
			5万円以上	756円	648円		
	【個人】 インターネット・モバイルバンキング テレホンバンキング	当金庫あて	5万円未満	無 料	無 料		
			5万円以上				
		他行庫あて	5万円未満	216円	108円		
			5万円以上				
	【法人】 インターネットバンキング	当金庫あて	5万円未満	54円	無 料		
			5万円以上	108円			
		他行庫あて	5万円未満	432円	324円		
			5万円以上	648円	540円		
	FB・HB振込	当金庫あて	5万円未満	108円	無 料		
			5万円以上	216円			108円
		他行庫あて	5万円未満	432円	324円		
			5万円以上	648円	540円		
	為替自動振込	当金庫あて	5万円未満	54円	無 料		
			5万円以上				
		他行庫あて	5万円未満	432円	324円		
			5万円以上	648円	540円		

・当金庫会員のお客さまには、一律108円の手数料優遇がございます。・口座からの振替とは、振込金額全額について口座から払出しされた場合をいいます。
 ・ATMでのお振込みにはご利用時間により別途利用手数料がかかります。・IB・FB・HB・テレホンバンキングについては、別途月額利用料が必要となります。
 ・視覚障がいまたはその他の障がいがあるお客様の窓口での振込手数料は、ATMでの振込手数料と同額とします。

●円貨両替手数料（平成29年6月末現在）

お取扱枚数	窓 口	両替機
1 ～ 100枚	108円 日本海信金の通帳またはキャッシュカードをお持ちいただいたお客様につきましては、1日1回の両替手数料を無料とします。	100円 日本海信金のキャッシュカードを両替機で読み取りいただいたお客様につきましては、1日1回の両替手数料を無料とします。
101 ～ 200枚	216円	200円 (100円硬貨が2枚が必要です。)
201 ～ 300枚		
301 ～ 400枚		
401 ～ 500枚		
501 ～ 600枚	540円	400円 (100円硬貨が4枚が必要です。)
601 ～ 700枚	648円	
701 ～ 800枚	756円	
801 ～ 900枚	864円	
901 ～ 1000枚	972円	600円 (100円硬貨が6枚が必要です。)
1001枚以上	1,080円	

※両替枚数の基準は、窓口および得意先係による集配金時におけるお客様のお持込枚数またはお受取枚数のいずれが多いほうの合計枚数です。
 ※両替機での1回のお受取枚数は、1,500枚までとさせていただきます。（ご希望金額によっては最大枚数までの両替ができません場合がございます。）
 ※両替機設置店舗 本店営業部（浜田市殿町）
 ※手数料無料となるご両替
 ○汚損した紙幣・硬貨の交換 ○記念硬貨への交換

●個人情報開示手数料（平成29年6月末現在）

個人情報開示手数料	1,620円
-----------	--------

※お受け取り方法が郵送の場合には、簡易書留郵便として別途310円をお支払いいただきます。

●外国送金手数料（信金中央金庫取次業務）（平成29年6月末現在）

内 容		
送 金 手 数 料	電信送金1件	4,500円
取 引 手 数 料	外貨建外貨払い、円貨建円貨払いの場合必要	送金額に対して0.05% (最低2,500円)
支 払 銀 行 手 数 料	支払銀行手数料が送金人負担の場合必要	2,500円

※外国送金につきましては、送金手数料+取引手数料+支払銀行手数料が必要となります。
 ※円貨建外貨払いの場合で支払銀行手数料が受取人負担の場合の手数料合計は4,500円となります。

●その他手数料、利用料等（平成29年6月末現在）

項 目				手数料	
ネットサービス	ネット利用料	当金庫および 全国の信用金庫	平 日	8:45～18:00	無 料
				18:00～21:00	108円
			土曜日	9:00～14:00	無 料
				14:00～21:00	108円
				日曜・祝日	9:00～21:00
		山陰合同銀行	平 日	8:45～18:00	無 料
				18:00～21:00	108円
			土曜日	9:00～21:00	108円
				日曜・祝日	9:00～21:00
		他行・他業態	平 日	8:45～18:00	108円
	18:00～21:00			216円	
	土曜日		9:00～21:00	216円	
日曜・祝日			9:00～21:00	216円	

※各ATMコーナーにより営業時間が異なります。詳しくは窓口にお問合せください。

項 目				手数料
預金・その他	当座関係	小切手 1冊 (50枚綴)		648円
		約束手形 1冊 (25枚綴)		432円
		為替手形 1冊 (25枚綴)		432円
		㊤約束手形用紙 1枚		540円
		㊤手形口座開設手数料		3,240円
		自己宛小切手 1枚		540円
	その他	再発行手数料 カード・通帳・証書 1件		1,080円
		預金口座振替手数料 (所定のものに8%上乘)		有 料
		取引履歴照会 (一般) 預金	(資料枚数×10円+300円)+消費税	
		取引履歴照会 (官公庁) 預金	(資料枚数×21円)+郵送料	
		残高証明書発行 預 金	当金庫所定用紙	540円
			当金庫所定用紙以外	1,080円
		株式・出資払込保管証明書発行手数料	払込金額×2/1,000円+消費税	
		ANSE R入金明細通知加入料 (月額)		1,080円
		法人インターネットバンキング利用料 (月額)		3,240円
		個人インターネットバンキング利用料 (月額)		無 料
		ファームバンキング利用料 (月額)		3,240円
		ホームバンキング利用料 (月額)		1,080円
		テレホンバンキング利用料 (月額)		108円
		デビットカード加盟店基本料 (月額)		600円
		貸金庫使用料 (年額)	A 型	6,480円
			B 型	10,368円
			C 型	12,960円
			D 型	15,552円

●各種入金帳発行手数料および集金業務利用料（平成29年6月末現在）

入金帳発行手数料		徴求手数料
当座入金帳	1冊 (50枚複写)	3,240円
普通預金入金帳	1冊 (100枚複写)	6,480円
代金取立手形通帳	1冊 (16頁)	1,080円
両替依頼票	1冊	無 料
集金業務利用料		各入金帳は有料
夜間金庫利用料 (月額)		2,160円
無鑑査集金利用料 (月額) (週単位集金回数×5,400円)	週1回ペース	5,400円
	週2回ペース	10,800円
	～	～
	週6回ペース	32,400円

●融資関連手数料（平成29年6月末現在）

種 類	手 数 料
当座貸越関係手数料	
事業性当座貸越ステップ口座維持手数料 (1年毎)	5,400円
証明書関係手数料	
融資残高証明発行 (当金庫所定用紙)	540円
融資残高証明発行 (当金庫所定用紙以外)	1,080円
融資可能証明書発行	10,800円
住宅取得控除用証明書再発行	540円
保証書関係手数料	
保証書発行 (変更契約を含む)	1,080円
条件変更関係手数料	
返済条件変更	5,400円
任意繰上償還 (証書貸付) (一部・全額繰上)	5,400円
保証人変更	5,400円
債務引受	10,800円
金利変更 (引下げ・基準金利上昇時の据置・固定変動選択)	5,400円
住宅・アパートローン関係手数料	
住宅・アパートローンの新築・借替・リフォーム資金 (中古物件・当庫ローン・住公借替、他行買代り含む)	32,400円 (全国保証は別途54,000円)
住宅金融支援機構	54,000円
全額繰上返済	全額繰上返済額が当初融資額の 50%以上 32,400円 30%以上50%未満 21,600円 10%以上30%未満 10,800円 10%未満 無 料
一部繰上返済	一部繰上返済額が当初融資額の 50%以上 21,600円 30%以上50%未満 10,800円 30%未満 5,400円
金利変更 (固定金利 (段階金利含む)、固定変動選択型で固定金利の更新時でないもの)	21,600円
担保変更 (極度変更、追加設定、一部解除、譲渡等)	16,200円
担保解除	10,800円
委任状再発行	5,400円
委任状発行	1,080円
動産および不動産担保関係手数料 (住宅・アパートローン関係以外)	
譲渡担保契約 抵当権・根抵当権担保設定 (新規設定、譲受)	設定金額1千万円未満 16,200円 設定金額1千万円以上5千万円未満 32,400円 設定金額5千万円以上 54,000円
担保変更 (極度変更、追加設定、一部解除、譲渡等)	16,200円
担保解除	10,800円
委任状再発行	5,400円
委任状発行	1,080円

※手数料金額には消費税を含みます。
※保証会社付消費者ローン、保証協会付融資等は別途定めがございます。
※くわしくは窓口にお問い合わせ下さい。

●手形・小切手手数料等（平成29年6月末現在）

項 目	浜田手形交換所 (呈示期間前の手形)	他手形交換所 (手形・小切手)
代金取立手数料 (割引手形含)	当金庫同一店内あて 当金庫本支店あて 他行庫あて	216円 648円
その他	不渡手形返却料 取立手形組戻料 送金・振込組戻料 その他特殊取扱	864円 実 費

※ 益田手形交換所・江津手形交換所は浜田手形交換所へ統合されました。(平成19年4月16日)

自己資本の充実の状況等について

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	平成27年度		平成28年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,829		4,964	
うち、出資金及び資本剰余金の額	593		593	
うち、利益剰余金の額	4,253		4,389	
うち、外部流出予定額 (△)	17		17	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	208		203	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	208		203	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,038		5,168	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2	3	5	3
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	2	3	5	3
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	8	12	13	9
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	10		19	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	5,027		5,149	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	34,598		35,000	
資産 (オン・バランス) 項目	34,377		34,619	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,020		△ 1,475	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	3		3	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	12		9	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,036		△ 1,488	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス取引等項目	209		345	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	12		35	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0		0	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,050		2,897	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	37,649		37,898	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	13.35%		13.58	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

●自己資本調達手段の概要について

当金庫の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段は次のとおりです。

発行主体	日本海信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	593百万円

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	34,598	1,383	35,000	1,400
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	36,414	1,456	36,108	1,444
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0	51	2
国際決済銀行向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府以外の公共部門向け	77	3	131	5
国際開発銀行向け	0	0	—	—
地方公共団体金融機構向け	70	2	60	2
我が国の政府関係機関向け	269	10	204	8
地方三公社向け	18	0	18	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,542	261	6,380	255
法人等向け	8,322	332	8,190	327
中小企業等向け及び個人向け	8,746	349	9,054	362
抵当権付住宅ローン	360	14	312	12
不動産取得等事業向け	4,209	168	4,010	160
3ヶ月以上延滞等	107	4	91	3
取立未済手形	2	0	2	0
信用保証協会等による保証付	640	25	630	25
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	208	8	155	6
出資等のエクスポージャー	208	8	155	6
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	6,835	273	6,812	272
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,760	150	3,383	135
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	616	24	598	23
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	38	1	27	1
上記以外のエクスポージャー	2,420	96	2,802	112
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,036	△ 81	△ 1,488	△ 59
⑥ CVA リスク相当額を 8%で除して得た額	12	0	35	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	3,050	122	2,897	115
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	37,649	1,505	37,898	1,515

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要について

自己資本の充実度に関しまして、国内基準である4%はもちろんのこと、国際基準である8%も上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。さらに繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も少なく、ほとんど依存しておりません。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づき、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、更には与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、様々な角度からの分析に注力しております。

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		オフ・バランス			
	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
国 内	101,875	104,292	49,826	49,535	19,191	11,292	1,597	6,101	163	77
国 外	7,037	8,724	－	－	6,999	8,685	－	－	－	－
地域別合計	108,912	113,016	49,826	49,535	26,190	19,977	1,597	6,101	163	77
製造業	5,216	3,101	2,904	2,833	701	201	－	－	21	16
農業、林業	252	202	252	202	－	－	－	－	－	－
漁業	323	250	323	250	－	－	－	－	0	－
鉱業、採石業、砂利採取業	88	103	88	103	－	－	－	－	－	－
建設業	3,959	3,799	3,959	3,796	－	－	－	－	0	－
電気・ガス・熱供給・水道業	962	727	751	724	200	－	－	－	－	－
情報通信業	27	29	23	17	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	1,251	1,322	1,058	1,129	191	192	－	－	35	－
卸売業、小売業	5,026	4,717	4,519	4,614	99	－	－	－	0	－
金融業、保険業	41,343	37,558	2,025	1,822	14,361	10,831	－	－	8	0
不動産業	3,996	3,815	3,294	3,214	700	600	－	－	7	－
物品賃貸業	392	273	292	273	100	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	366	336	366	336	－	－	－	－	－	－
宿泊業	1,454	1,438	1,453	1,437	－	－	－	－	－	12
飲食業	966	1,081	966	1,081	－	－	－	－	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	944	1,129	944	1,129	－	－	－	－	－	－
教育、学習支援業	1,423	1,404	1,423	1,404	－	－	－	－	－	－
医療・福祉	1,868	1,889	1,868	1,889	－	－	－	－	－	－
その他のサービス	1,668	1,638	1,606	1,588	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等	17,504	16,552	10,983	10,710	6,511	5,828	－	－	－	－
個人	10,719	10,973	10,719	10,973	－	－	－	－	88	47
その他	9,155	20,670	0	0	3,325	2,324	1,597	6,101	－	－
業種別合計	108,912	113,016	49,826	49,535	26,190	19,977	1,597	6,101	163	77
1年以下	11,149	19,366	4,760	5,554	2,401	501	1,597	6,101		
1年超3年以下	20,605	16,625	5,802	4,657	3,501	1,607	－	－		
3年超5年以下	10,986	9,997	6,146	7,034	3,814	1,903	－	－		
5年超7年以下	10,874	6,949	7,845	6,150	2,304	567	－	－		
7年超10年以下	15,892	20,284	8,113	8,426	3,217	2,706	－	－		
10年超	28,000	32,401	16,948	17,510	10,951	12,691	－	－		
期間の定めのないもの	11,404	7,391	207	200	－	－	－	－		
残存期間別合計	108,912	113,016	49,826	49,535	26,190	19,977	1,597	6,101		

（注） 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

貸倒引当金は「資産査定事務取扱要領」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

なお、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減については40ページに掲載しております

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
製造業	43	120	76	△ 7	120	113	—	—
農業、林業	0	—	△ 0	—	—	—	—	—
漁業	12	0	△ 12	△ 0	0	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	117	94	△ 23	△ 3	94	91	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	12	0	△ 12	3	0	3	—	—
卸売業、小売業	204	227	23	△ 10	227	217	—	—
金融業、保険業	40	46	6	△ 9	46	37	—	—
不動産業	66	63	△ 3	△ 15	63	47	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	296	302	6	21	302	324	—	—
飲食業	31	57	25	4	57	62	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	49	45	△ 4	16	45	62	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	39	32	△ 7	0	32	32	—	—
その他のサービス	395	311	△ 83	△ 308	311	3	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	130	122	△ 8	△ 21	122	100	—	—
その他	0	0	△ 0	△ 0	0	0	—	—
合計	1,442	1,425	△ 17	△ 330	1,425	1,094	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター (R & I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S & P)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成 27 年度		平成 28 年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	23,079	—	26,731
10%	—	14,004	—	11,737
20%	—	33,119	—	32,734
35%	—	1,039	—	904
50%	1,202	574	300	113
75%	—	13,424	—	13,852
100%	101	20,782	101	25,016
150%	—	19	—	126
250%	—	1,565	—	1,397
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	108,912		113,016	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には預金積金等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「事務取扱規程」や「資産査定事務取扱要領」等により、適切な事務取扱いならびに適正な評価・管理を行っております。

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	604	565	8,555	6,630	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引には投資信託の裏付け資産が該当します。投資信託については、有価証券に係る投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定しています。また、長期決済期間取引は該当ありません。

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	35
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	0

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
①派生商品取引合計	23	101	8	23
(i) 外国為替関連取引	21	100	7	23
(ii) 金利関連取引	1	1	0	0
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	23	101	8	23

	平成27年度	平成28年度
担保の種類別の額	—	—

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—	—

	平成27年度	平成28年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

上場株式、上場優先出資証券、投資信託等のリスクの認識については、時価評価および予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況をリスク管理委員会又はALM委員会に報告しております。また、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施しております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

区 分	平成27年度		平成28年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	184	184	143	143
非 上 場 株 式 等	569	569	561	561
合 計	753	753	705	705

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 投資信託の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等を含めております。
3. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫普通出資金、投資事業有限責任組合出資持分等です。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
売 却 益	16	7
売 却 損	19	15
償 却	4	3

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
評 価 損 益	△5	1

二. 子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当ありません。

(8) 金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例：貸出金・有価証券・預け金等）について、金利変動により発生するリスク量をみるものです。当金庫の平成29年3月末の金利リスク量は、過去5年間の金利変動データに基づき統計処理（99%タイル値）によって求められた金利変動幅を使用した場合、688百万円となりました。

なお、要求払預金（普通預金、当座預金等）の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がありません。お客様の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されことなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、要求払預金の50%相当額を期間帯「1年超3年以内（平均2.5年）」に全額置き、リスク量を算定しています。

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	683	688

資料編

【財務諸表】

●貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第93期 平成27年度	第94期 平成28年度
(資産の部)		
現金	1,540	1,784
預 け 金	24,326	24,277
買入金銭債権	400	100
有価証券	30,783	29,934
国 債	3,672	3,647
地 方 債	3,387	2,080
社 債	13,239	6,193
株 式	144	125
その他の証券	10,339	17,887
貸 出 金	49,528	49,127
割 引 手 形	155	93
手 形 貸 付	989	739
証 書 貸 付	45,085	45,092
当 座 貸 越	3,297	3,201
そ の 他 資 産	617	632
未 決 済 為 替 貸	10	10
信金中金出資金	453	453
未 収 収 益	144	138
その他の資産	8	28
有 形 固 定 資 産	1,203	1,184
建 物	358	355
土 地	731	730
リ ー ス 資 産	45	35
その他の有形固定資産	67	62
無 形 固 定 資 産	5	9
ソフトウェア	1	4
その他の無形固定資産	4	4
前 払 年 金 費 用	20	23
債 務 保 証 見 返	240	354
貸 倒 引 当 金	△ 1,635	△ 1,299
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,427)	(△ 1,096)
資産の部合計	107,030	106,129

科 目	第93期 平成27年度	第94期 平成28年度
(負債の部)		
預 金 積 金	98,281	98,204
当 座 預 金	1,271	1,221
普 通 預 金	37,369	38,715
貯 蓄 預 金	865	842
通 知 預 金	—	1
定 期 預 金	54,426	52,972
定 期 積 金	3,641	3,839
その他の預金	706	612
借 用 金	1,822	1,660
借 入 金	1,822	1,660
そ の 他 負 債	295	230
未 決 済 為 替 借	12	12
未 払 費 用	153	136
給付補填備金	1	2
未払法人税等	31	1
前 受 収 益	22	21
払 戻 未 済 金	0	1
リ ー ス 債 務	45	35
その他の負債	27	21
賞 与 引 当 金	54	54
役員退職慰労引当金	81	73
睡眠預金払戻損失引当金	3	2
偶発損失引当金	64	71
繰 延 税 金 負 債	350	125
債 務 保 証	240	354
負債の部合計	101,193	100,777
(純資産の部)		
出 資 金	593	593
普 通 出 資 金	593	593
利 益 剰 余 金	4,253	4,390
利 益 準 備 金	591	593
その他利益剰余金	3,661	3,796
特 別 積 立 金	3,500	3,600
当期末処分剰余金	161	196
処 分 未 済 持 分	—	△ 0
会 員 勘 定 合 計	4,847	4,982
その他有価証券評価差額金	989	368
評価・換算差額等合計	989	368
純資産の部合計	5,837	5,351
負債及び純資産の部合計	107,030	106,129

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	第93期 平成27年度	第94期 平成28年度
経 常 収 益	1,845,212	1,749,884
資 金 運 用 収 益	1,509,566	1,334,086
貸 出 金 利 息	986,927	904,995
預 け 金 利 息	67,038	57,355
有価証券利息配当金	443,707	360,976
その他の受入利息	11,893	10,758
役務取引等収益	155,335	151,054
受入為替手数料	75,194	73,721
その他の役務収益	80,141	77,332
その他業務収益	157,945	204,046
外国為替売買益	—	434
国債等債券売却益	137,652	185,653
その他の業務収益	20,293	17,958
その他経常収益	22,364	60,696
貸倒引当金戻入益	—	47,218
償却債権取立益	2,452	2,608
株式等売却益	16,978	7,300
その他の経常収益	2,932	3,569
経 常 費 用	1,696,956	1,580,829
資 金 調 達 費 用	101,189	85,498
預 金 利 息	82,173	66,151
給付補填備金繰入額	1,088	1,075
借 用 金 利 息	17,928	18,271
役務取引等費用	113,101	111,382
支払為替手数料	30,437	31,212
その他の役務費用	82,664	80,169
その他業務費用	5,996	38,538
外国為替売買損	971	—
国債等債券売却損	36	23
国債等債券償還損	4,895	—
国債等債券償却	—	38,310
その他の業務費用	92	205

科 目	第93期 平成27年度	第94期 平成28年度
経 費	1,353,657	1,312,691
人 件 費	867,448	836,185
物 件 費	462,153	452,811
税 金	24,055	23,694
その他経常費用	123,011	32,718
貸倒引当金繰入額	77,172	—
株式等売却損	19,451	15,423
株式等償却	4,742	3,713
その他の経常費用	21,644	13,580
経 常 利 益	148,255	169,054
特 別 損 失	7,269	9,325
固定資産処分損	212	7,013
減 損 損 失	7,057	2,311
税引前当期純利益	140,985	159,729
法人税、住民税及び事業税	64,481	1,136
法人税等調整額	4,913	4,243
当 期 純 利 益	71,591	154,349
繰越金(当期首残高)	90,036	42,013
当期末処分剰余金	161,628	196,363

●剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	平成27年度	平成28年度
当期末処分剰余金	161,628,144	196,998,363
当期末処分剰余金	—	196,363,363
利益準備金積立超過取崩額	—	635,000
剰 余 金 処 分 額	119,614,163	117,787,000
利 益 準 備 金	1,820,000	—
普通出資に対する配当金	17,794,163	17,787,000
(配 当 率)	(年 3 %)	(年 3 %)
特 別 積 立 金	100,000,000	100,000,000
繰越金(当期末残高)	42,013,981	79,211,363

平成28年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成27年度及び平成28年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

平成29年6月29日

日 本 海 信 用 金 庫

理 事 長

吉本晃司 

【平成28年度注記 貸借対照表】

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日時点の市場価格に基づき時価法（売却損益は発生しない移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 7年～39年
その他 3年～20年
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本3大会計士協会 銀行等監査特別委員会報告書第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（平成24年7月4日）に規定する正常先償権及び要注先償権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先償権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先償権及び破綻懸念先償権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができなため、当該年金制度の提出金額を費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度直近の精立状況及び制度全体の提出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の精立状況に関する事項（平成28年3月31日現在）
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,605,568百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,782,403百万円 |
| 差引額 | △176,835百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の割合と当金庫の精立状況（平成28年3月分）
- | | |
|--------|---------|
| 年金資産の額 | 0.1114% |
|--------|---------|
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高229,190百万円及び別途積立金25,355百万円にあります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該積立金に充てる特別掛金20百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金提出時の標準利率との積に算定することであるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致していません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生しているものと認められる額を計上しております。
10. 懸置預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見込み、必要と認められる額を計上しております。
11. 将来損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
13. 理事及び監事の報酬の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 818百万円
14. 有形固定資産の減価償却累計額 2,416百万円
15. 貸出金のうち、破綻先債権額は20百万円、延滞債権額は3,797百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は返済の見込みがないものとして未取利息を計上した貸出金（貸倒償却を行った部分を除く）と破綻先債権とをいう。このうち、元本未返済貸出金（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未取利息を計上貸出金以外で、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は407百万円です。
- なお、貸出条件線と債権者、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件線債権額の合計額は4,225百万円です。
- なお、18. から18. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除後の金額であります。
19. 手形割引は、銀行監査第4号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は933百万円です。
20. 担保に供している資産は次のとおりです。
- | | | | |
|-------------|--------|----------|----------|
| 担保に供している資産 | 預け金 | 3,003百万円 | |
| 有価証券 | 212百万円 | | |
| 担保資産に対応する債務 | | | |
| 預金 | 10百万円 | 借入金 | 1,660百万円 |
- 上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金1,000百万円を差し入れております。
21. 出資1口当たりの純資産額 451円63銭
22. 金融商品の状況に関する事項
- (i) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (ii) 金融商品の内容及びそのリスク
- 金融商品保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (iii) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、債権情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や常務理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (a) 金利リスクの管理
- 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。
- (b) 為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (c) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常務理事会の監督下、有価証券運用基準に従い行われております。
- このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- 経営企画部で保有している株式の一部は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
- これらの情報は経営企画部及び融資部を通じ、常務理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
- (d) 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫では、預け金、有価証券、貸出金、預金資金、借入金等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取組したリスク管理の範囲内としよう管理しております。
- 当金庫のVaRは分散計分法（保有期間240日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、平成29年3月31日現在当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,496百万円です。
- ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないような市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達/バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価とは、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された

価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)				
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
(1) 預け金（＊1）	24,277	24,316	39	
(2) 有価証券				
満期保有目的の債券	2,963	2,770	△193	
その他の有価証券	26,429	26,429	—	
(3) 貸出金（＊1）	49,127			
貸倒引当金（＊2）	△1,297			
	47,829	49,472	1,642	
金融資産計	101,499	102,988	1,489	
(1) 預金積金	98,204	98,372	168	
(2) 借入金（＊1）	1,660	1,790	130	
金融負債計	99,864	100,162	298	

(＊1) 預け金、貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(＊2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づき区分ごとに、市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。仕組預金は取引金融機関から提示された金額を記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的の金融商品に関する注記事項については24. から26. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先償権、実質破綻先償権及び破綻先償権等、将来キャッシュ・フローの見積りや困難な債権については、貸借対照表上の貸出金額に計上している額（貸倒引当金控除後の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）（＊2）	78
非上場投資信託（＊1）	435
信金中金出資金（＊1）	453
組合出資金（＊3）	29
合 計	995

(＊1) 非上場株式、非上場投資信託及び信金中金出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(＊2) 当事業年度において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

(＊3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるものを構成しているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	9,977	10,870	1,730	1,700
有価証券	502	4,044	10,939	13,697
満期保有目的の債券	1	2	—	2,959
その他の有価証券のうち満期があるもの	501	4,042	10,939	10,737
貸出金（＊）	7,877	18,184	10,755	8,523
合 計	18,357	33,098	23,424	23,920

(＊) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めております。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（＊）	79,934	18,095	1	171
借入金	162	648	504	346
合 計	80,096	18,743	505	517

(＊) 預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めて開示しております。

24. 有価証券の状況及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、国債、地方債、社債、株式、その他の証券が含まれております。以下、26. まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	57	58	0
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	57	58	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	3	3	△0
	社債	—	—	—
	その他	2,901	2,708	△193
	小 計	2,905	2,711	△193
合 計		2,963	2,770	△193

その他の有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	23	22	1
	債券	10,560	9,823	737
	国債	2,654	2,423	230
	地方債	2,019	1,880	139
	社債	5,887	5,519	367
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	5,820	5,361	259
	小 計	16,205	15,205	999
	株式	23	25	△1
	債券	1,300	1,407	△107
	国債	993	1,096	△103
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	地方債	306	311	△4
	社債	8,900	9,284	△384
	その他	10,224	10,717	△493
	小 計	26,429	25,924	504
合 計		26,429	25,924	504

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	142	6	12
債 券	7,607	186	0
国 債	959	56	—
地方債	1,019	19	—
社 債	5,628	108	0
そ の 他	40	0	3
合 計	7,790	192	15

26. 売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、投資信託38百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価が取得原価から50%以上下落している場合は一律減損処理し、取得原価から30%以上50%未満下落している場合は、過去一定期間の時価の状況等から回復可能性を判断し、減損処理をすることとしております。

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付することを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は8,184百万円であります。このうち、契約残存期間が1年以内のものが4,513百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるとは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約解除額の減額を下落することができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	326百万円
減価償却費損金算入限度超過額	21百万円
賞与引当金	17百万円
役員退職慰労引当金	19百万円
有価証券評価損	29百万円
繰延欠損金	36百万円
減損損失	20百万円
その他	30百万円
繰延税金資産小計	500百万円
評価引当額	△489百万円
繰延税金資産合計	17百万円

※会計監査人の監査報告書謄本



繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△136百万円
前払年金費用	△6百万円
繰延税金負債合計	△142百万円
繰延税金負債の純額	△126百万円

29. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、実務対応報告第32号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に關する実務上の取扱い」（平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

30. 追加情報

企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に關する適用指針」（平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

【平成28年度注記 損益計算書】

- 注 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額 12円99銭
3. 当期において、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ4カ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地 域	主 な 用 途	種 類	減損損失 (千円)
浜田市	営業用店舗3カ所	事業用不動産	1,560
江津市	営業用店舗1カ所	事業用不動産	750
合 計			2,311

資産のグルーピングについては、営業用店舗は営業店（本店営業部、各支店）毎に継続的な収支の把握を行っていることから原則として各営業店を、遊休資産は当該資産をグルーピングの最小単位としております。また、本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

※監事の監査報告書謄本



【報酬体系について】

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後支払っております。

（2）平成28年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	100百万円

- （注） 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。（期中に退任したものを含む）
2. 上記の内訳は、「基本報酬」70百万円、「退職慰労金」29百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

（3）その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成28年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- （注） 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。
2. 「同等額」は、平成28年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 平成28年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以上

【経営に関する指標】

●総資金利鞘の状況

(単位：％)

	平成27年度	平成28年度
資金運用利回	1.43	1.26
資金調達原価率	1.42	1.35
総資金利鞘	0.01	△0.09

●資産利益率の状況

(単位：％)

	平成27年度	平成28年度
総資産経常利益率	0.13	0.15
総資産当期純利益率	0.06	0.14

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

●業務粗利益の状況

(単位：千円、％)

	平成27年度	平成28年度
資金運用収支	1,408,376	1,248,587
資金運用収益	1,509,566	1,334,086
資金調達費用	101,189	85,498
役務取引等収支	42,234	39,671
役務取引等収益	155,335	151,054
役務取引等費用	113,101	111,382
その他業務収支	151,949	165,507
その他業務収益	157,945	204,046
その他業務費用	5,996	38,538
業務粗利益	1,602,560	1,453,767
業務粗利益率	1.52	1.37

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

●資金運用・調達勘定の状況

(単位：平均残高／百万円、利息／千円、利回／％)

	平均残高		利息		利回り	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
資金運用勘定	105,238	105,681	1,509,566	1,334,086	1.43	1.26
うち貸出金	49,021	49,302	986,927	904,995	2.01	1.83
うち預け金	27,143	28,618	67,038	57,355	0.24	0.20
うち有価証券	28,103	26,941	443,707	360,976	1.57	1.33
資金調達勘定	101,553	102,284	101,189	85,498	0.09	0.08
うち預金積金	100,628	100,537	83,261	67,227	0.08	0.06
うち借入金	924	1,746	17,928	18,271	1.93	1.04

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

●受取利息、支払利息の状況

(単位：千円)

	平成27年度			平成28年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	15,961	△79,899	△63,938	6,442	△181,922	△175,480
うち貸出金	△2,087	△62,895	△64,982	5,603	△87,535	△81,932
うち預け金	△763	△5,181	△5,944	4,684	△14,366	△9,682
うち有価証券	27,427	△21,652	5,775	△17,613	△65,117	△82,730
支払利息	611	△6,724	△6,113	1,087	△16,778	△15,691
うち預金積金	△4,375	—	△4,375	△58	△15,976	△16,034
うち借入金	△794	△943	△1,737	710	△368	342

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法により算出しています。

【預金に関する指標】

●預金積金・譲渡性預金残高

(単位：百万円)

	平成27年度		平成28年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
流動性預金	39,507	41,953	40,780	43,038
うち有利息預金	38,235	41,003	39,558	41,974
定期性預金	58,067	58,354	56,811	57,187
うち固定金利定期預金	54,425	54,772	52,971	53,496
うち変動金利定期預金	0	0	0	0
その他	706	320	612	311
計	98,281	100,628	98,204	100,537
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	98,281	100,628	98,204	100,537

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

●定期預金残高

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
定期預金	54,426	52,972
固定金利定期預金	54,425	52,971
変動金利定期預金	0	0
その他	—	—

【貸出金に関する指標】

●科目別貸出金残高

(単位：百万円)

	平成27年度		平成28年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
割引手形	155	123	93	123
手形貸付	989	1,115	739	939
証書貸付	45,085	44,804	45,092	45,269
当座貸越	3,297	2,977	3,201	2,970
合計	49,528	49,021	49,127	49,302

●預貸率

(単位：%)

	平成27年度	平成28年度
期末預貸率	50.39	50.02
期中平均預貸率	48.71	49.03

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

●金利種別貸出金残高

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
貸出金	49,528	49,127
変動金利	29,048	20,658
固定金利	20,479	28,469

●貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
当金庫預金積金	773	727
有価証券	－	－
動産	261	212
不動産	10,695	10,665
その他	－	－
計	11,730	11,606
信用保証協会・信用保険	10,779	10,559
保証	7,880	7,615
信用	19,137	19,346
合計	49,528	49,127

●債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
当金庫預金積金	9	－
有価証券	－	－
動産	－	－
不動産	26	19
その他	－	－
計	35	19
信用保証協会・信用保険	27	23
保証	59	51
信用	118	261
合計	240	354

●貸出金資金使途別内訳

(単位：百万円、比率：％)

	平成27年度		平成28年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	15,416	31.12	15,802	32.16
運転資金	34,112	68.87	33,325	67.83
合計	49,528	100.00	49,127	100.00

●貸出金業種別内訳

(単位：百万円、比率：％)

	平成27年度			平成28年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	95	2,870	5.79	94	2,805	5.70
農業、林業	6	211	0.42	5	165	0.33
漁業	8	322	0.65	7	249	0.50
鉱業、採石業、砂利採取業	2	88	0.17	2	103	0.20
建設業	168	3,695	7.46	170	3,500	7.12
電気、ガス、熱供給、水道業	13	750	1.51	14	721	1.46
情報通信業	1	19	0.03	1	14	0.02
運輸業、郵便業	26	1,056	2.13	28	1,053	2.14
卸売業、小売業	193	4,278	8.63	190	4,375	8.90
金融業、保険業	12	2,016	4.07	13	1,812	3.68
不動産業	66	2,783	5.61	71	2,715	5.52
物品賃借業	4	285	0.57	5	273	0.55
学術研究、専門・技術サービス業	13	277	0.55	13	255	0.51
宿泊業	18	1,441	2.90	19	1,427	2.90
飲食業	75	859	1.73	67	948	1.92
生活関連サービス業、娯楽業	43	896	1.80	43	1,068	2.17
教育、学習支援業	14	1,409	2.84	13	1,395	2.83
医療、福祉	42	1,724	3.48	45	1,764	3.59
その他のサービス	72	1,572	3.17	73	1,548	3.15
小計	871	26,562	53.63	873	26,199	53.32
地方公共団体	5	10,958	22.12	5	10,690	21.75
個人(住宅・消費・納税資金等)	4,248	12,007	24.24	4,134	12,236	24.90
合計	5,124	49,528	100.00	5,012	49,127	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成27年度	160	208	—	※1 160	208
	平成28年度	208	203	—	※1 208	203
個別貸倒引当金	平成27年度	1,443	1,427	45	※2 1,398	1,427
	平成28年度	1,427	1,096	288	※2 1,138	1,096
合 計	平成27年度	1,603	1,635	45	1,558	1,635
	平成28年度	1,635	1,299	288	1,346	1,299

※1：洗い替えによる取崩額

※2：主として税法による取崩額

【有価証券に関する指標】

●預証率

(単位：%)

	平成27年度	平成28年度
期 末 預 証 率	31.32	30.48
期 中 平 均 預 証 率	27.92	26.79

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

●有価証券残高

(単位：百万円)

	平成27年度		平成28年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	3,672	2,884	3,647	3,196
地 方 債	3,387	2,912	2,080	2,166
政 府 保 証 債	4,365	3,706	2,863	2,775
公 社 公 団 債	3,639	3,028	2,931	2,731
金 融 債	3,816	4,731	—	707
事 業 債	1,417	1,722	399	486
株 式	144	163	125	122
投 資 信 託	2,911	2,708	8,913	6,901
外 国 証 券	7,303	6,119	8,849	7,727
そ の 他 の 証 券	124	125	125	127
合 計	30,783	28,103	29,934	26,941

●有価証券の残存期間別残高

平成27年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	—	—	639	1,069	—	1,963	—	3,672
地 方 債	200	503	310	104	312	1,956	—	3,387
社 債	1,403	2,521	2,476	851	2,728	3,258	—	13,239
株 式	—	—	—	—	—	—	144	144
外国証券	804	507	517	435	353	4,685	—	7,303
そ の 他	—	206	339	183	1,657	106	542	3,036
合 計	2,408	3,738	4,283	2,643	5,051	11,970	687	30,783

平成28年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	—	208	632	—	—	2,806	—	3,647
地 方 債	1	1	1	—	206	1,871	—	2,080
社 債	100	827	844	108	1,788	2,524	—	6,193
株 式	—	—	—	—	—	—	125	125
外国証券	401	407	608	545	898	5,988	—	8,849
そ の 他	—	184	328	188	7,203	507	625	9,038
合 計	502	1,628	2,415	842	10,096	13,697	750	29,934

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成27年度			平成28年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	63	64	1	57	58	0
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	300	300	0	—	—	—
	小計	363	365	2	57	58	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	2	2	△0	3	3	△0
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	2,200	2,097	△102	2,901	2,708	△193
	小計	2,202	2,100	△102	2,905	2,711	△193
合 計		2,565	2,465	△99	2,963	2,770	△193

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成27年度			平成28年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	31	28	2	23	22	1
	債券	19,838	18,719	1,118	10,560	9,823	737
	国債	3,573	3,225	348	2,654	2,423	230
	地方債	3,321	3,121	200	2,019	1,880	139
	社債	12,943	12,373	569	5,887	5,519	367
	その他	5,361	5,001	359	5,620	5,361	259
	小計	25,231	23,750	1,480	16,205	15,206	998
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	31	37	△5	23	25	△1
	債券	395	405	△10	1,300	1,407	△107
	国債	99	99	△0	993	1,096	△103
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	296	306	△10	306	311	△4
	その他	2,119	2,228	△109	8,900	9,284	△384
	小計	2,547	2,672	△124	10,224	10,717	△493
合 計		27,778	26,422	1,355	26,429	25,924	504

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	81	78
非 上 場 投 資 信 託	325	435
信 金 中 金 出 資 金	453	453
組 合 出 資 金	32	29
合 計	893	995

●売買目的有価証券

該当ございません。

●子会社・子法人等株式および関連法人等株式

該当ございません。

●金銭の信託

該当ございません。

●第102条第1項第5号に掲げる取引

該当ございません。

金庫の主要な事業内容（業務の種類）

1. 預金及び定期積金の受け入れ

2. 資金の貸付け及び手形の割引

3. 為替取引

4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務

- (1) 債務の保証又は手形の引受け
- (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
- (3) 有価証券の貸付け
- (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
- (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
- (6) 短期社債等の取得又は譲渡
- (7) 次に掲げる者の業務の代理
日本銀行 株式会社日本政策金融公庫 独立行政法人住宅支援機構 独立行政法人勤労者退職金共済機構
独立行政法人農林漁業信用基金 独立行政法人中小企業基盤整備機構 漁業信用基金協会 日本酒造組合中央会
西日本建設業保証株式会社 財団法人建設業振興基金 一般社団法人しんきん保証基金 社団法人全国石油協会
独立行政法人福祉医療機構 年金積立金管理運用独立行政法人
- (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
- (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- (10) 有価証券、貴金属その他物品の保護預り
- (11) 振替業
- (12) 両替
- (13) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
- (14) 金の取扱い

5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）

6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務

- (1) 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委任に基づき行う当せん金証票の販売事務等
- (2) スポーツ振興法により行うスポーツ振興くじ業務
- (3) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
- (4) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行なう電子債権記録業に係る業務

当金庫のあゆみ

大正12年12月	産業組合法に基づき、有限責任浜田町信用組合設立。
昭和26年10月	信用金庫法制定により、浜田信用金庫に組織変更。
昭和51年 8月	中infoコンピュータ協同利用により、預金オンライン開始。
昭和51年10月	全信金データ通信システムによる為替業務オンライン化。
昭和54年 4月	カードローンの取扱開始。
昭和58年12月	日本銀行と当座預金取引開始。
昭和59年 3月	本店全館新築竣工。
昭和59年12月	日本銀行蔵入代理店認可。
昭和60年 3月	市場金利連動型預金取扱開始。
昭和61年 1月	国債代理店認可。
昭和61年 9月	自由金利型定期預金取扱開始。
昭和63年10月	第3回オンライン開始。
平成元年 2月	金融機関の完全週休2日制実施。
平成 2年11月	サンデーバンキング業務取扱開始。
平成 3年 7月	両替(外国通貨)業務取扱開始。
平成 5年 6月	定期預金金利完全自由化。
平成 6年10月	流動性預金等の金利自由化。
平成 7年 5月	浜田・江津信用金庫が合併し、日本海信用金庫となる。
平成 8年 4月	江津支店新築移転オープン。
平成 8年 9月	笠柄のザ・バンガイン内にATM設置。
平成 8年11月	益田サテ・内にATM設置。
平成 9年 1月	長沢支店オープン。
平成 9年 7月	東支店と平和街支店を統合。
平成10年 3月	旭町支店新築移転オープン。
平成10年 7月	ジュンテンドー江津内にATM設置。
平成12年 7月	周布出張所オープン。
平成12年10月	跡市支店を出張所に種類変更。
平成13年 4月	保険取扱業務(損害保険)取扱開始。
平成13年 8月	信用金庫法第37条の2に基づき中央青山監査法人(現 有限責任 あすぞ監査法人)と監査契約を締結。
平成14年 4月	ペイオ一部解禁(定期預金)。
平成14年 5月	ホームページ開設。
平成14年 7月	副印鑑票(通帳)を廃止。
平成14年10月	保険取扱業務(生命保険)取扱開始。
平成15年 3月	個人向け国債取扱開始。
平成15年 8月	シティバルク浜田内にATM設置。
平成15年 9月	新町支店、跡市出張所を廃止。
平成16年 7月	㈱産業再生機構と秘密保持契約締結。
平成16年 9月	「さんいんネットサービス」業務開始。
平成16年10月	「決済用預金」取扱開始。
平成16年11月	山陰中小企業再生支援投資事業有限責任組合に係るこうざんキャピタル㈱と契約締結。
平成17年 4月	「せがれ塾」 一期生 発会式。
平成17年 5月	個人情報保護宣言「プライバシーポリシー」ホームページ掲載。
	住宅金融公庫証券化支援事業「フラット35」業務委託契約締結。
	国民生活金融公庫(現在:㈱日本政策金融公庫)浜田支店と業務提携・協力に関する覚書締結。
平成17年10月	「浜田市共通商品券」取扱開始。
平成18年 2月	「せがれ塾」 二期生 発会式。
平成18年 3月	商工組合中央金庫と業務提携契約締結。
平成18年 4月	㈱産業再生機構と業務委託契約締結。
平成18年 6月	農林漁業金融公庫と業務協力に関する覚書締結。
平成18年10月	投資信託取扱業務取扱開始。
	西支店ATMサンデーバンキング取扱開始。
平成19年 2月	「せがれ塾」 三期生 発会式。
平成19年 9月	旭町支店ATMサンデーバンキング取扱開始。
平成20年 3月	信金キャピタル㈱、日本M&A協会等とM&A業務に関する協定書締結。
平成20年 5月	保険取扱新商品「医療・がん保険」発売開始。
	地域力連携拠点事業パートナー機関に決定。
平成20年11月	ブリル駐車場内にATM設置。
	「資産形成相談コーナー」オープン。(本店営業部内)
平成21年 1月	第1回 石見子供神楽「どんちっ祭り」開催。
平成21年 2月	日本海信用金庫ビジネスクラブ総会、講演会。
	「せがれ塾」 四期生 発会式。
	㈱日本政策金融公庫松江支店(中小企業事業)と業務提携・協力に関する覚書締結。
平成21年 3月	浜田商工会議所と浜田市プレミアム付共通商品券代金支払事務委託契約締結。
平成22年 1月	第2回 石見子供神楽「どんちっ祭り」開催。
平成22年 2月	地域密着型金融の取組み事例として、「島根あさひ社会復興促進センターを核とした地域活性化へ向けた取組み」が、中国財務局より顕彰授賞。
平成22年 3月	第1回山陰しんきんビジネスフェア開催。(米子コンベンションホール)
平成22年10月	周布出張所廃止。
平成22年12月	TKCと経営改善計画策定支援サービスに関する覚書締結。
平成23年 1月	クレジット一体型キャッシュカード「デュエット」取扱開始。
	第3回石見子供神楽大会「どんちっ祭り」開催。

【開示項目一覧】

●単体ベースのディスクロージャー項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	ページ
(1) 事業の組織……………	2
(2) 理事・監事の氏名および役職名……………	2
(3) 事務所の名称および所在地……………	2
2. 金庫の主要な事業の内容……………	42
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における業績の概要……………	3
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況……………	3
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標……………	37
ア. 業務粗利益および業務粗利益率……………	37
イ. 資金運用収支、役務取引等収支およびその他の業務収支……………	37
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利鞘……………	37
エ. 受取利息および支払利息の増減……………	37
オ. 総資産経常利益率……………	37
カ. 総資産当期純利益率……………	37
② 預金に関する指標……………	38
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高……………	38
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高……………	38
③ 貸出金等に関する指標……………	38~40
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高……………	38
イ. 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高……………	38

平成23年 2月	「せがれ塾」 五期生 発会式。
平成23年 3月	地域密着型金融の取組み事例として、「有福温泉開発計画への取組み」が、中国財務局より顕彰授賞。
平成23年 4月	公益財団法人ちゅうごく産業創造センターと技術事業化評価事業に係る覚書締結。
平成23年 5月	中小企業支援ネットワーク強化事業参加。
平成23年10月	独立行政法人福祉医療機構との貸付業務委託契約締結。(福祉・医療貸付事業)
平成24年 1月	第4回石見子供神楽大会「どんちっ祭り」開催。
平成24年 5月	建設企業のための経営戦略アドバイザー事業に関するパートナー協定締結。
平成24年 8月	TKC「BAST監査サービス」の利用に関する覚書締結。
平成24年11月	中小企業経営力強化支援法の認定経営革新等支援機関認定。
平成25年 1月	山陰中小企業支援3号投資事業有限責任組合設立に対し有限責任組合委員として加入。
	第5回石見子供神楽大会「どんちっ祭り」開催。
平成25年 2月	でんさいサービス取扱開始。
平成25年 3月	島根中小企業未来挑戦投資事業有限責任組合設立に対し有限責任組合員として加入。
平成25年 4月	建設企業のための経営戦略アドバイザー事業に関するパートナー協定締結。
平成25年 5月	「せがれ塾」 六期生 発会式。
平成25年 8月	サイバー犯罪に対する共同対処に関する協定書締結。
平成25年11月	日本政策金融公庫浜田支店(国民生活事業)と創業支援連携開始。
平成26年 1月	第6回石見子供神楽大会「どんちっ祭り」開催。
平成26年 2月	経営者保証に関するガイドラインの取扱い対応を開始。
平成26年 3月	産業競争力強化法における浜田市および江津市への創業支援参加。
平成26年 9月	トゥルーバグループホールディングス(株)と業務委託契約締結
平成26年11月	「日本海しんきん」パートナー協定」取扱開始
平成27年 1月	第7回石見子供神楽大会「どんちっ祭り」開催。
平成27年 4月	国土交通省と地域建設活性化支援事業に関するパートナー協定締結
平成27年 6月	「せがれ塾」 七期生 「発会式」。
平成27年 8月	㈱日本信用情報機構と業務契約締結
平成27年 9月	㈱日本政策金融公庫とCDSに関する基本契約締結
平成27年12月	浜田市と産業振興等に関する包括的業務協力協定締結
平成28年 1月	第8回石見子供神楽「どんちっ祭り」開催

この一年の歩み

平成28年 5月	「せがれ塾」 7期生 第7回セミナー開催 第38回「日本海信用金庫親善ソフトボール大会」開催 第5回「日本海信用金庫チャリティー親善ゴルフ大会」開催
平成28年 6月	特別金利定期預金「しょうきん」取扱開始 第22回「日本海信用金庫(江津地区)親善グラウンドゴルフ大会」開催 「信用金庫の日」開催
平成28年 7月	「せがれ塾」 7期生 第8回セミナー開催 第35回「年金友の会」親善ゲートボール大会開催 「せがれ塾」 7期生 第9回セミナー開催
平成28年 8月	借換専用無担保住宅ローン「住まいのいちばんセレクト」取扱開始 第23回「日本海信用金庫(浜田地区)親善グラウンドゴルフ大会」開催 生命保険新商品「ふるはーとJロードプラス」取扱開始
平成28年10月	TKCモニタリング情報サービス取扱開始 投資信託新商品「しんきん世界アロケーションファンド」「しんきん世界アロケーションファンド(積極型)」取扱開始 「せがれ塾」 7期生 第10回セミナー開催 「せがれ塾」 卒業視察研修
平成28年11月	遺言・相続 全国一斉相談開催 「年金友の会旅行」長浜・琵琶湖湖畔温泉 「せがれ塾」卒業発表会準備講座開催
平成28年12月	特別金利定期預金「しょうきん2」取扱開始 「せがれ塾」 7期生 第11回セミナー開催
平成29年 1月	第9回石見子供神楽「どんちっ祭り」開催 「せがれ塾」 7期生 第12回セミナー開催
平成29年 2月	女性向けカーローン「カーライフプラン for Ladies」取扱開始 生命保険新商品「給とサポート保険」取扱開始 事業性資金「ステップ」取扱開始 第38回「日本海信用金庫親善囲碁大会」開催 「せがれ塾」 7期生 第13回セミナー開催
平成29年 3月	浜田市、島根県立大学と連携し、島根県立大学の第4回全域フォーラムにて「温泉施設を起点とした観光振興に関する研究」の共同研究報告会開催 「新社会人&フレッシュヤーズ応援キャンペーン」実施 「IT活用セミナー&無料個別相談会」開催 「せがれ塾」 7期生 卒業式

ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証および信用の区分)の貸出金残高および債務保証見返額……………	ページ
39	
エ. 使途別(設備資金および運転資金の区分)の貸出残高……………	39
39	
オ. 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合……………	39
38	
カ. 預貸率の期末値および期中平均値……………	40~41
40~41	
④ 有価証券に関する指標……………	40
40	
イ. 預貸率の期末値および期中平均値……………	40
40	
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
① 統一的リスク管理体制……………	6~7
② 法令遵守の体制……………	4~5
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書……………	33~34
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金……………	18
② 延滞債権に該当する貸出金……………	18
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金……………	18
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金……………	18
(3) 自己資本の充実の状況……………	27
(4) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益	
① 有価証券……………	41
② 金銭の信託……………	41
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引……………	41
(5) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額……………	40
(6) 貸出金償却の額……………	30



帆いっぱい、夢をはらんで。

日本海信用金庫

TEL (0855) 22-1851 FAX (0855) 22-7858

URL <http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/>